

令和3年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年12月13日

招集年月日	令和3年12月10日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和3年12月10日午前10時15分			議 長	中本 正廣
	閉 会	令和3年 月 日午後 時 分			議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	11 番	佐々木美知夫		1 番	<input type="checkbox"/> 田 伸 一	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	総務課主幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
	衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和3年12月13日

	一般質問
--	------

令和3年第7回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和3年12月13日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和3年第7回定例会
(令和3年12月13日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、10人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番角田でございます。今朝は天候も崩れまして、冬らしくなってきたなと感じておるところでございます。今年、1年を通して、新型コロナウイルス感染症に向き合っただけの生活でございました。ワクチン接種、緊急事態宣言の発令、蔓延防止重点措置、イベントの入場制限、飲食店等の休業要請など、本格的な拡大防止策の実施によりまして、感染者数は減少してきました。しかし、根絶したわけではなく、第6波の感染拡大を懸念する声もある中で、新型コロナウイルス、オミクロン株の出現があり、世界各国に感染が拡大をしております。我が国では、水際対策がとられておりますが、入国時には陰性であっても、時間差でオミクロン株の感染が判明する事例も起きており、同様のケースが増えてくる可能性は払拭できておりません。水際対策にも限界があると感じており、収束への道のりがなかなか見えてきておりません。これからも引き続き、新型コロナウイルス間で感染症対策は、避けて通ることはできないと思っております。今年も、今日含め、残すところあと19日を残すのみとなりました。例年12月は、次年度予算編成の時期でございます。橋本町長にとりましては、2度目の予算編成となります。通常業務に加え、予算編成業務など、多忙な行政運営に携わっておられます町長始め、職員の皆様に敬意を表し、早速ではございますが、通告しております。一般質問をさせていただきます。

まず最初に、定住人口について。安芸太田町は、中山間地域に位置し、過疎、少子高齢化の大きな流れの中にあります。集落を見渡せば、遊休農地や空き家が目立ち、里山は集落に迫り、人口減少、高齢化により、集落機能は低下の一途をたどっていると感じるところでございます。これから5年先10年先、安心して暮らせる町であってほしいと、誰もが思うところでございます。安芸太田町では、まちづくりの指針となる第二次長期総合計画、後期基本計画実現のための施策が展開をされている最中でございます。定住人口対策は、主要事業のトップに掲げられ、豊かな自然を背景に、安芸太田町のライフスタイルを提供し、移住の促進、転出抑制を図るとされております。医療福祉、利便性、にぎわい等多岐にわたっております。移住する立場では、年代、家族構成によって、求める内容、充実度に違いがあったとしても、総合的に、住みやすい町であることが求められております。安芸太田町は、住む場所の確保が移住の促進につながるとの信念で、空き家の有効利用による、住居を確保するための事業が進められております。令和3年度も、8か月が経過をしました。現時点の空き家対策関連の事業による、移住の成果見通しについて、

住む場所とあわせて、生活の糧を得るための、働く場所も必要だと思いますが、労働市場の考え方について、あわせて転出抑制を図る取組について、以上3点について答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。まずあの、角田議員より、定住の人口対策に関してですね、移住成果の見通し、それから、生活の糧のための働く場所について、さらに転出抑制を図る取組、三つ、御質問いただきました。人口減少に歯止めをかけるということについては、全く私も再三、重要であるということを訴えてまいりましたし、その中でも特に、移住者を増やすためには空き家の確保が必要だということも、繰り返しお話をさせていただいたところでございます。それである今年度、私なりの予算を組ませていただきまして、まずはですね、空き家バンクの運用についてということで取組をさせていただきました。この空き家バンクの関係についてはですね、まずあのこれまで制度が不十分なところもございまして、例えば、宅地建物取引業者の関与をしっかりと組み込んでいくということ。あるいは、老朽化が著しいものについてはですね、やはり、なかなか空き家バンク登録いただいたんですが、利活用ができないまま、空き家バンクにずっと何年も残るということもございましたので、そういった部分は逆になかなか空き家バンクに登録をしない、といったルールなりをですね、入れることによって、空き家バンクを利用することによるトラブルを、逆に言うと未然に防ぐ、そういった取組をさせていただき、さらには空き家バンクそのものの、利用を進めていくために、家財を処分いただく補助金の制度をつくらせていただく。これ補助率を上げるあるいは補助上限の引上げなども、取組をさせていただきましたし、あるいは、空き家のリフォームについてもですね、移住定住促進の応援事業補助金というのを、作らせていただく、またあるいは制度拡充をさせていただきですね、空き家バンクの制度の整備をさせていただくとともに、今年度は、空き家の持ち主についても、個別に働きかけをさせていただく。さらには、新たな試みとして、空き家相談会といった取組も、進めさせていただいたところでございます。結果として、今年度の空き家バンクの物件登録数、11月末で21件、昨年度は1年間通じて18件だったんですけども、今年はこの段階で、一応21件、ということでございます。空き家確保はそういった意味では、昨年度を上回るペースで進めさせていただいてるところでございまして、空き家バンクの利用希望の登録数は実は35件、去年は79件、年間通じてあったもんですから、問合せは少し減っていると。それに伴うというわけじゃないんですが、現状のマッチング件数、11月末までで12件。昨年度は1年通じて、18件でございましたので、その点では少し去年よりも、スピード感が落ちるということでございます。特にマッチングについては、今年度、前半が緊急事態宣言もございましてですね、内見を基本的にはお断りをしていたこともあったもんですから、それが大きな要因、マッチングに結びついていない大きな要因はないかというふうに思っております。ちなみにですね、今年度、人口の動態で申し上げますと、社会動態でいうとですね、11月末で実は28人の転出超過にあります。昨年度はですね、同時期で28人の転入超過だったということでございまして、これ大きくはですね、今年度特に転出される方が、昨年と比べれば多いという傾向にあるようでございます。そういった意味で転入、転出の抑制について、引き続き力を入れていかなければならないなと思っておりますが、転入を増やす、これについてはですね、今年度11月末のお話をさせていただきましたが、これから新年度を迎える12、1、2、3月、これは特に転入者が増える傾向にございますので、そういった意味で、転入者の増える、空き家マッチングも含めて、取組をさらに力を入れていきたいなというふうに思っております。またあわせて、生活の糧のための働く場所

についての御質問もございました。今の話で言いますと、家の確保ということについて、力を入れてきた話をさせていただきましたら、同様に、家があればということだけじゃなくてですね、やはり働く場所というのも同時に必要ではないかということ、これ議員の御指摘のとおりでもございます。ちなみにですね、町では、無料職業紹介所の運営をさせていただいているんですが、現状申しますと、というか、これまでの傾向も含めてですが、本町実は求人情報自体はですね、大変多い状況にございまして、11月末の現時点で、22名の正規雇用、それから40名の非正規雇用の募集が既にあるわけでございますが、一方で、求職者は11月末で、3名ということで、圧倒的に求人情報が多いというのが現状でございます。ただ移住定住を促すという観点からすると、やはりこういった今ある多くの町内の事業者さん、それぞれ、求職者を求めている状況ではございますが、これ以上に、本町でなければできない仕事、あるいはこの仕事があるからこそ、本町に来たいなと思っただけのような仕事という特徴的な仕事をやはり、確保しなければいけないのではないかとということで、私としては、本町の環境を生かした仕事、自然を生かした産業振興という話をさせていただいておりますので、それが具体的には観光業であったり、農林業であったりという分野、この部分で少し、本町らしい雇用をやはりつくる必要があるのではないかとということで、力を入れてきたつもりでございます。ちなみに、観光の分野で言いますとですね、温井ダム周辺の施設、これ新たに今年度仕事を始められたわけでございますが、大変多くの利用者に来ていただいているということは、議員の皆さんもお聞きになっておられると思います。この関係で実は若い方の雇用も生み出されており、それが結果として町内の移住者増にもつながっている状況でございますので、こういうところをやはり力を入れていく必要があるかと思っております。また今年からはですね、農林業の関係で言いますと、かねてからお話をしております、自伐型林業の研修を始めたところでございますが、これ町内外から20名近い方々に、それぞれ手を挙げていただいているところでもございますので、こういったところからも、1人でも多くの定住者が増えるようなことを期待をしているところでございます。それ以外のお話として、新たな話で言いますと、企業誘致の関係ではですね、IT関連企業とスマート農業関連の企業さんが、本町で事業を開始し、これ今、津浪の小学校の跡地に入っただけで、事業をしていただくということでございますが、そういった動きがあるということ。また、介護従事者の関係でもですね、新規雇用に補助を出す関係で、今の介護事業者が自ら外国人労働者の雇用のための住宅を建設をするという話も伺っておりまして、そういった新たな動きも出ているところでございます。総じてこの雇用の話をさせていただきましたが、これ実は移住定住、移住者を増やすだけではなくて、本町においてはですね、転出される方々の大きな固まりとして、やはり若い方が、町内で仕事を探すことができず、町外に転出をされているというところも大きな固まりでございまして、これを抑えるという意味でも、本町ならではの雇用というのをやはりつくっていく必要があるかと思っております。引き続き、力を入れてまいりたいと思っております。またもう一つ、転出抑制を図る取組について御質問いただきました。今申し上げたとおりですね、本町における最も顕著な転出理由というのは、実は若い世代が、仕事を求め、町外に求めて転出をされるケースというのが多い部分でございます。加計高校で勉強された方々が、町内で仕事を探していただく、あるいは、加計高校も含めて、もともと町内の方が、町外に進学をされて、だけれども仕事をするときに、じゃあ町内で仕事を探そうと思ってもらえるような、そういう環境をやはり、つくっていく必要があるというふうに思っております。そういった意味で、先ほどからの繰り返しになりますが、本町ならではの仕事をつくるということについては、観光、あるいは農林業、そういった分野で、ぜひ力を入れていきたいというふうに思っております。他方、それ以外の部分ですね、転出される方々の理由というのは、今申し上げました、仕事で外に出て行かれる方以外で言いますと、転勤それから、結婚によって、相

手方のほうに移っていくということ。さらには、住宅事情、町内で今住んでおられる家が手狭になって、町外に住宅を求める方、あるいは、介護施設の関係で、町外に、町外の施設に入られる、あるいは御家族の中で、高齢者が居られたのが、町外の施設に、行かれるついでに、家族も行かれるといったような、様々な理由、これほぼ同じぐらいの割合で存在するようございまして、これらについて対応していく必要がある。総じて言うと、生活全般にわたってやはり住民満足度の向上を図っていく必要があるというふうに思っております。それぞれについても例えば住宅事情を改善するという意味では、新築あるいは購入をするときに、子育て世帯定住応援補助金という制度をつくらせていただく、あるいは町外通勤を支援するために、40歳未満の限定ではありますが、通勤費の補助をさせていただく、また、子どもさんが進学をされるときに、一緒に引っ越しをされるのを抑えるために、高校生の通学補助などについても、新たな取組として、今年度から始めたところでございます。またそういった取組をしながらも、昨年度に比べると、今年度はやはり転出者がちょっと増えている傾向にございますので、引き続き、これらの分野についても力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。それでは、私、企画課のほうから、空き家関連、あるいは定住促進関連の制度の御利用状況について報告させていただきたいと思っております。まず、空き家バンク家財等処分補助金制度でございますが、これは、本年から、補助率を3分の2、補助上限を20万円に拡充したところ、これまでに6件の利用があり、そのうち4件が、マッチング、成約に結びついておるところでございます。それから、空き家のリフォーム等を対象とした移住定住促進応援事業補助金は、4件が活用されております。また、今年度新たな試みとして、空き家相談会を開催しました。9組の所有者の方が相談に来られ、そのうち4件が空き家バンクの登録につながっておるところでございます。また、子育て世帯定住応援補助金でございますが、今年度、これまでに7件の利用がありまして、子育て世代の住居の新築、改修、購入が進み、転出の抑制に寄与していると考えておるところでございます。また、40歳未満限定通勤費助成についてですが、現在、29名の方に御利用をさせていただいております。また、今年度新たに運用を開始しました、高校等通学補助金につきましては、現在32名の方に御利用をいただいております。こちらにつきましては、補助の制度を周知を徹底して、通学される皆さんに受けていただくべく、周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。定住人口対策について答弁をいただきました。空き家対策関連事業の取組については、空き家登録件数が21、空き家バンク利用、希望者登録数35、そのほか、いろいろと数値を挙げて説明をいただきました。この中でマッチングについては、12件のマッチングがあったというようにお答えをいただきましたが、このマッチングによって、何人の人口移動があったかどうかについてちょっと触れていただきなかったところでございます。働く場所につきましては、本町の環境を生かした、観光、農林業で魅力的な雇用の創出が重要であると考えておられるということ。また新たな事業形態も生まれているようでございます。町の90%を占める山林や、拡大し続ける遊休農地を活用し、雇用の拡大に資する事業の創設について、これは町がきっかけをつくるのが大切であるというふうに思います。このことについて

は、別の機会に聞かせていただくことにいたします。転出を図る取組として、子育て世帯、定住補助事業、また40歳未満限定通勤助成補助の現状について答えていただきました。通勤助成補助について、40歳ということですが、この40歳未満とされている理由はどうなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。それと、現在この事業を利用して、1番、遠方のほうへですね、通勤されている、その通勤地がどのあたりなのかについてもですね、答えていただきたいと思えます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。初めにマッチング件数が12件ということで、そのうち、町外から転入していただいた方が13人となります。それから、こちらにつきましては、町内で例えば賃貸アパートから中古物件を購入されて、移り住まれるというケースもございますので、そちらが12件ということで、25人の定住、あるいは転出抑制に結びついたというふうに考えておるところでございます。それから、通勤助成、40歳未満でございますが、こちらにつきましては、特に若い方、または子育て年代の方を経済的に支援させていただくということと、それから、本町からも、十分に通勤できるということを感じていただくことによって、転出の抑制につなげていくということを目指し、40歳未満ということで、現在、制度を進めておるところです。現在、利用される方で1番、遠方の方ですが、三原に通われている方がおられまして、29名のうちほとんど広島市でございますが、遠方に通われている方もいらっしゃるという状況です。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。遠方ですね通勤されている方が三原ということでですね、大変遠いところに通勤されているんだなというふうに驚いたところがございます。40歳という前程ありましたが、対象年齢についてはですね、ちょっと見直す余地があるのではないかとこのように感じておるところでございます。定住人口対策、具体策につきましては、住む場所、仕事以外にも、子育て、教育、福祉医療、利便性など、多くの事業が関係をしております。人口減少を食い止めるために、これから重点的に取り組もうとされていることについてのお考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。今後の取組についてという話がありましたが1点、40歳未満の限定通勤費の助成ですね、これ御指摘のように、果たして40歳でいいのかどうか、それあの我々のほうでも今、改めて見直しをさせていただいてるところでございます。一つは、29名の皆さん、御利用いただいているんですが、恐らくこれ本町から通勤をされてる方の数からすると、少し少ないのではないかなという感じがしております。ただ、なぜ、利用が低いのか、そこら辺も少し調べさせていただきながら、その部分の状況の改善もさせていただきながら、その上で、果たしてこの年齢、その年齢が適切なのかどうかということもあわせてですね、見直しを図っていきたいなというふうに思っております。その上で今後の取組についてということですが、まさに、議員冒頭にお触れいただいたように、今現在、新年度の予算編成について、取組をさせていただいてるところでございます。その新年度の取組の中でも、どういう分野に重点を置くかということについて、私のほうで改めて、就任以来ですね、骨太プログラムという形で力を入れる分

野というのを、予算編成に先駆けて、各課には示してるところでございまして、その中で申し上げているのが二つの柱がございまして。一つは昨年同様、ウイズコロナ、ポストコロナへの対応ということでございまして、もう一つの柱が、この人口減少対策、これも引き続き、力を入れていくと、引き続きと申しますか今年にはさらに各取組について進化を図っていきたくて思っておりますけれども、その中で、例えば、社会減を抑制する住民満足度の向上、ということで、幾つか分野を挙げさせていただいております。その中には、今もお話をさせていただきました、雇用の確保ですね。特に今回の雇用の確保について言うと、観光を改めて明示をさせていただいております。あるいは、教育、さらには、子育てしやすい部分についての取組ですとか、さらにはまた、高齢者の生活支援、地域包括ケアシステムの充実、さらにはまた災害に強いまちづくり、そういった分野について、力を入れていく、あるいは新たな取組についての各課の提案を知恵出しというのを求めているというところでございますし、一方で移住者を増やすという観点でも、これ今年も取り組んでまいりましたが引き続き、空き家の確保、あるいは移住者ニーズに応じたですね、効果的な支援策、その中には、議員御指摘いただいたような通勤支援、そういったことも含まれております。そういった部分については、しっかりと、私としても、限られた財源ではありますが、予算配分を行いながら、取組を強化していきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。重点的に取り組む人口減少対策について答弁をいただきました。執行体制を整えられ、成果を上げていただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。安芸太田町筒賀高齢者福祉センターひまわり健康浴場について。安芸太田町筒賀高齢者福祉センターひまわり健康浴場は、レジオネラ属菌が検出され、休業の状態にあります。ここ数年、原因が同じかどうかはわかりませんが、同じような休業が繰り返されてきました。今回は、令和3年7月8日からということで、特に長期にわたる休業となっております。利用されている方からは、早期の再開を望まれているところでございます。現在、グリーンスパつがの温泉を、健康浴場と同等価格で利用できるよう、町では、割引券を発行し、入浴の機会や不便の解消を図っているところでございます。これは、健康浴場休業中の代替措置ということになっております。期間は令和3年度末、令和4年3月31日となっております。このことからすれば、今年度中の再開はできないということかと思っております。ここで、次のことについて質問をいたします。レジオネラ属菌が繰り返し発生する原因について、管理の方法に問題があるのか。設備に問題があるのか。そのほかの問題点について、これまでどのように対処されてきたか。健康浴場の今後の在り方について、以上、答弁を求めます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。それでは、議員のほうから御質問のございましたひまわり健康浴場について、こちらのほうから答弁のほうをさせていただきます。筒賀高齢者生活福祉センターひまわりの健康浴場は、平成6年に事業を開始しまして、現在27年経過してるところでございます。毎年、浴場の内外に、不具合な箇所が発生し、その都度、修繕を施している状態にあります。先ほど説明がありましたように、今年の7月8日にレジオネラ属菌が検出された旨の報告を受けて以降は、現在も休業の措置をとっているところでございます。まず、レジオネラ属菌の発生原因につきまして、指定管理先であります社会福祉協議会においても、この健康浴場を運営する中において、循環式の浴場内の清掃等に努められております。これま

でも、レジオネラ属菌の発生に伴う県からの指導を真摯に受け止めて、管理運営マニュアルを再構築し、浴場内の清掃においても、確実に対応されてきました。このことについては、本年7月に実施されました広島県の実地検査におきましても、清掃記録や温泉のペーハーの測定等については、ある意味、再構築しましたマニュアルで定めた以上に取り組みれていたことの確認がなされているところでございます。浴場の設備につきましても、県から受けましたその指摘をもとにレジオネラ菌が発生しやすい場所また滞留しやすい場所について、その改修に努めてまいりました。特にジェットバスの排水に伴う泡沫装置の撤去修繕、また薬注ポンプの増設、ろ過材のろ過材交換や、また、貯湯層の清掃や消毒等でございます。定められた回数以上の清掃、そしてPH（ペーハー）の計測により湯出の管理、また発生が疑われます場所の修繕等にもかかわらず、レジオネラ菌が発生した原因については、ある意味不可解な部分も多く、問題の抜本的な解決には、県のほうからの助言もありますように、オーバーフロー水の再利用しない、いわゆる循環式による浴場の抜本的な構造のやり替え以外にはないものと考えております。これまでの対応では、ですけれども、先ほど述べましたようにレジオネラ属菌の発生を防止すべく、県からの指摘に基づく、改善すべき箇所の修繕とともに浴場の清掃を、適正に管理運営していくためにも、マニュアルの改定でありますとか、清掃消毒の強化にも努めてまいりました。さらには、漏水の修繕、ボイラーの沿道修繕、排煙装置の開閉ワイヤーの修繕でありますとか、脱衣室の換気扇の修繕ほか、不具合が生じるとともに、少しでも早期に修繕し、度重なる浴場の休業を改善すべく、取り組んできたのも事実でございます。健康浴場の今後ですけれども、現在、健康浴場の長期間にわたる休業に伴いまして、施設を利用されていた、町民の皆様に対します公衆浴場利用の支援として、グリーンスパつがのアルカリ温泉展望浴場を代替利用場所として指定して、ひまわり健康浴場の利用料金相当の金額で御利用いただけるよう、11月15日から割引券の交付を実施しております。県からの指摘を受けましたように、オーバーフローしたお湯の再利用しない方法を検討した場合に、ボイラー自体の交換含めまして、見積りをとった結果、2700万という、指摘を受けております。そのほか、このボイラーを含みますオーバーフロー回収槽の洗浄とか消毒等も含めましてさらに100万。そして、そのほか、浴場の壁の修繕等々も入れますと、さらに多額の金額がかかるものと思います。現存しますボイラーをやりかえるためには、やはり健康浴場の屋根をですね、一部解体して、その旧ボイラーを撤去しなければならないような指摘も受けていますことから、現状では、現在の施設を改修、再利用するのは大変難しいものと考えております。また、先日、前回9月の議会におきましても、議会のほうから、健康浴場の廃止を指摘されております。また、現在、生涯活躍のまちづくりにおけますその拠点整備についても、検討を進めているところでございますので、今後は、この代替案の検討を含めまして、さらに、対応について、検討のほうしてまいりたいというふうに思っております。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。ひまわり健康浴場についての答弁をいただきました。レジオネラ属菌が発生しやすい箇所の修繕、県の示す、浴場内の清掃等の管理マニュアルに定められている以上の衛生管理に努めているが、レジオネラ属菌の発生原因が特定できないと。オーバーフロー水を、再利用しない、かけ流し式に変更する以外に方法がないと。工事費用、工事の困難性もあり、改修再利用は難しいとの答弁でありました。安芸太田町筒賀高齢者福祉センターひまわり健康浴場は、高齢者の心身を健康に維持し、ふれあいを求めるとともに、高齢者が住みなれた地域で、節約でき、住民の健康増進を図るという目的を持っておる福祉施設で

ございます。行政財産でございます。いま代替で利用されているグリーンスパつがは、町民の休養、保養及び広域交流の増大による産業の拡大を図る目的で設置されたものでありまして、観光交流の色合いの強い施設であって、施設の目的は異なっております。祝祭日やシーズンによっては、入り込み観光客に増減がある施設ですから、健康浴場の代わりを継続するには無理な面があると予想をされます。住民サイドに寄り添った方向づけを住民は望んでおります。また答弁の終わりあたりで、生涯活躍のまちづくり筒賀拠点整備との関係性をにおわせるような内容がありました。私が次に予定している質問に先立って、この生涯活躍のまちづくりのことに触れられました。拠点の整備を検討、代替案の検討を進める。対応検討するというので、検討に検討を重ねるということで、具体的に何をされようとしておるのか見当がつきません。

次の質問に移ります。筒賀地域の生涯活躍のまち形成事業について。生涯活躍のまち形成事業については、これまで何度も質問をしてまいりました。安芸太田町の中に、加計・筒賀・戸河内エリアを設定し、エリアごとに事業展開するという、当初計画に筒賀エリアは空白であった。このことを何度も指摘してきたところでございます。昨年12月定例会での質問に対し、筒賀エリアのにぎわいづくり、安心づくりについて、筒賀地域の住民の意見や、提案を聞く機会を設定して、計画策定に向けた取組を進めるとの答弁をいただいております。私としては、この進め方自体に問題があると思っております。加計エリア、戸河内については、町が計画を示して、計画実現のために、関係機関や地域に理解を求め、実行をされてきました。筒賀エリアについては、何年も遅れて、住民の意見を聞く機会を設けて、計画策定に取りかかるということで、どう見ても、事業の進め方に不公平感があると思うからでございます。しかしながら、ここに来て、住民の意見要望を取り入れた、事業展開ができて、地域住民の安心安全が、感じられる地域整備ができるのであれば、進め方の評価も変えていかなければならないというように思っております。あれから1年が経過をしました。現在の取組状況、今後の展開はどうなるのでしょうか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

生涯活躍のまちづくりにおけます、筒賀拠点の取組状況、今後の展開につきまして担当しております筒賀支所のほうで御説明を申し上げます。冒頭の行政報告でも若干概要を触れさせていただきましたけれども、筒賀拠点施設の当初の計画につきましては、過去、平成30年の12月時点で、議員の皆様には、全協レベルで、当時の、議員の皆様にお示しをさせていただき、いろいろと御意見を頂戴したところでございますが、当初の計画につきましては、4つの公共施設の統廃合案も含まれており、議員及び、その後、地域住民から多くの反対意見もいただいたところでございます。このため、素案の段階で計画が頓挫し、昨年度までの2年半の間は、諸般の事情等もあり、進展がなく経過をしていたところでございます。昨年12月の一般質問、答弁も含めまして、今年度に入りまして、生涯活躍のまち検討プロジェクトチームを庁内に設置いたしまして、まず、加計、戸河内拠点の既存2施設につきましては、現在までの課題点、あるいは今後の方向性を再考することとしました。そして筒賀拠点につきましては、整備計画の進め方や展開方法などの再検討を始めることといたしているところでございます。筒賀拠点につきましては、いわゆる箱物先行型ではなく、必要な取組は何かというソフト面に重点を置いております。前回ありました統合等の計画案は白紙状態とし、筒賀地域の抱えている諸課題をまず見つけ、拠点施設に求められる機能面、交通の利便性、買物、介護福祉、子育て等のサービス面など、課題解決をするために、公的サービス、いわゆる公助の施設要求等のみならず、利用者自らが自助、共助等の住民目線からできることや、考えられ

るアイデア、老若男女が集える施設とは何かをまとめていく作業を現在、展開しているところでございます。まず、今年取組ですが、7月に自治振興会筒賀支部を開催しまして、各自治会長さんからの意見を伺う中では、我々自治代表者のみでは、意見集約は難しいということをお知らせして、住民アンケートを集約してはという、御提言をいただいたところでございます。このため、20代から80代まで、地域ごとに、ランダムに選考させていただきました42名の方と、安芸太田中学生に10項目のアンケート票を郵送で配付いたしました。結果的には成人世代から11件、中学生から6件のご回答があったところでございます。またこのアンケート配布にあわせて、趣旨の説明文を添えた上で、送付対象者の中から、意見交換会への参加者も募集をしていたところでございます。その後アンケート回収と集計作業を経まして、コロナの緊急事態宣言が落ちつきまして10月初旬に、応募者3名を加えた23名の住民の方に集まっておいただき、第1回目のワークショップを開いております。毎月1回開催のペースで、現在2回ほど開催しているところでございます。意見交換会の状況でございますが、まず第1回目のテーマは、地域課題としたいこと、できることの2テーマで、4班に分かれ、同一テーマをお話ししていただきました。2回目のテーマですが、一つ目が、生活環境として、買物、交通面の不便を解消するためには。二つ目が、移住定住として、空き家解消や、移住者を増加させ、拠点施設に集うためには。三つ目が、官民連携として、行政が改善すべきことは、また、民間活力を生かすためには、といった三つのテーマを別々の班で話していただいたところでございます。3回目ですが今月21日に予定しておりますが、これまで2回目までの参加者の御意見としましては、そうは言っても、ソフト面だと話が煮詰まってきたなど。あるいは、3回目は、人との交流、共助の点がテーマといたしか、場所やハード面が定まっていない現段階では、提案やアイデアがいき詰まるのではという懸念も伺っているところでございまして、こちら、3回目以降に反映したいと考えております。今後の方向性として、年度内に皆さんの御意見をまとめていき、新年度以降に筒賀拠点の基本設計、あるいは実施設計などの具体的な計画策定時に、これらの御提案や御意見を反映していきたいと考えているところでございます。より多くの住民の方々が安心安全で快適な生活環境の一つとして、気軽に、いつまでも、いつでも集える拠点施設づくりと、参加者がやりたいことができるソフト面での諸機能をあわせ持った筒賀拠点施設づくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。筒賀支所は以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、筒賀拠点のですね、取組状況と今後の展開というのは今、支所長のほうから説明したとおりでございますけれども、1点あの筒賀拠点施設の取り組み方と、ほか施設との違いについても御指摘をいただいております。議員御懸念のですね、町が計画を示したり、あるいは関係団体としっかり連携を図っていく連絡調整を進めていく、その部分についてはですね、むしろこれから、町がやはり果たしていかなければならない役割だと思っておりますが、一方でやはり、こういう特に地域の住民の皆さんと密接に関係する施設というのはですね、やはり、最初に、しっかりと地域の皆さんと話をさせていただき、課題を洗い出した上で、取組を進めるということがやはり重要なのではないかとこのように思っております。もちろんですね、加計施設あるいは戸河内施設も、それぞれ、そういった議論をされていたとは思いますが、今になって、例えば加計地区の月ヶ瀬の施設、これの観光施設としては大いに成功していると言ってもいいと思っておりますけれども、生涯活躍のまちの拠点という意味ではですね、今現在やはりもっと地域の皆さんに使ってもらわなければならないんじゃないかといった、そういった課題も改めて、感じてるところでござ

ざいましてですね、そういったこともございますので、議員からすればですね、何と申しますか、取りかかりが遅い、あるいは進め方が遠回りに見えるというふうにも思われるかもしれませんが、そもそも生涯活躍のまち構想というのは、アイデアは大変すばらしいアイデアだと思うんですが、成功事例を見ておりますとですねやはり、その形はかなり変わっている、地域ごとに大きく、変わっているところであって、やはり地域事情に見合った形での展開が必要だと思っているところでございまして、そういう意味で引き続き、地域の皆さんに必要とされる施設をつくるために、こうした取組を踏まえた上でですね、改めて必要な施設をつくることを進めていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。筒賀地域の生涯活躍のまち形成事業についての答弁をいただきました。中学生、そのほか年代別へのアンケート、意見交換会の実施、年度内に意見の集約をして、計画をまとめるというような内容でございました。一つ前の質問でちょっと温泉の件があったときにですね、何か、この筒賀地域の、生涯活躍のまちとのつながりあるように感じたわけなんです、ここでですね、温泉のことについては、何事も触れられなかったということをやっと気になります。この生涯活躍のまち構想が示されて以降、筒賀の地域でどういうことがあったかといいますと、交流の森レストハウス、トイレ、老朽化が理由にですね廃止をされ撤去されております。交流の森入り口にある龍頭ハウスは廃止されました。この龍頭ハウスには温泉もありましたが、当然一つの温泉がなくなったわけでございます。一方、加計エリアにおいては、温泉掘削、月ヶ瀬温泉として、福祉施設の整備が行われました。温泉が廃止されたエリア、温泉が開設されたエリアの格差は言うまでもありません。ここに来て、長期休業中のひまわり健康浴場の今後についても、いやが上にも、住民の関心は寄せられているところでございます。生涯活躍のまち形成事業も、福祉を前面に出した事業ですから、この機会に、ひまわり健康浴場の持つ温泉入浴という、健康福祉サービスが低下しない方法について、方向づけをされるべきではないかと思っておりますが、お考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、重ねて生涯活躍のまちのお話についても、御指摘いただきました。一つ前の御質問でございました、今のひまわりの健康浴場について、これあの健康福祉課長からもお話をしたとおりでございますが、私どもとしては、使えるものはできるだけ使いたいということで、7月に一旦締めさせていただいておりますが、以降、できる限り使えないかという方向も、できるだけ考えながら、取組をさせていただいたんですが、なかなかその努力実らず、最終的にやはり施設そのものを抜本的に見直しをしていかなければ、もう難しいのではないかとこのところでございます。本来であればその段階で、皆さんとも議論をさせていただくべきところ、それがまだなかなか、できてない状況でございますが、このひまわりの問題については引き続き、今度は地域の皆様ともですね、話をさせていただきたいと思っているところでございますが、町としてはそういった意味で抜本的に、ひまわりの施設そのものを見直さなければならぬのであれば、御指摘のように、たまたま今、生涯活躍のまち構想というの、筒賀拠点として進めようとしておりますので、その二つを合わせた形で、議論することもやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。むしろそのほうがより町民の皆さんにとっても便利な施設ができるかもしれないと。

ただ、残念ながらまだ今の段階で、我々のほうでそこまで、計画を詰めきれてないものですから、これは引き続き、庁内のほうでも議論をし、場合によっては、今の筒賀拠点施設のワークショップの議論の中に、町のほうから、こういったものも含めた検討を進めてほしいというご提案を、ある意味させていただくこともあるのかなというふうに思っております。まだ、ただそこはまだ我々の中で要はハラ決めといえますか、それに必要な調査をまだ十分進めきれてないところがございますので、そういったこともろろを含めて、検討に検討を重ねさせていただいてですね、ご提案をさせていただければなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい、筒賀地域の生涯活躍のまち形成事業が、住民の声を反映し、納得できる事業展開になるようにと望んでおきます。

次の質問に移ります。防災無線緊急時の放送の在り方について。防災無線放送は定時に行政の報告、また臨時に町内のイベント状況、道路状況など、住民の生活に安全安心をもたらす情報の伝達に欠かすことができないものでございます。臨時に情報を周知し、早急に行動を促すための緊急放送はスピードと情報の正確性が求められております。11月中旬の火災情報について放送のスイッチが入ってから、サイレンを鳴らすまでの時間が長し、戸惑う様子も伝わってまいりました。休日であったため、防災担当職員の対応ではなかったと思われそうですが、それにしても、聞き苦しいものでございました。火災に関する緊急放送は、これまでも同じようなことがあったと記憶をしております。ここで次のことについて質問いたします。火災が発生したときの緊急時の放送マニュアルはどうなっておりますか。放送の内容も、火災の場所を容易に判断できるものではなかったように思います。このことは、今までも言われ続けてきたことでございますが、改善の余地はありませんか。以上答弁を求めます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは担当の総務課より、答弁申し上げます。火災放送につきましては、業務時間内は危機管理室の職員、閉庁日や時間外におきましては、宿直者が行うことを基本としております。過去の反省を生かし、放送室内に手順書となるマニュアルを配置して定期的な訓練も行っているところでございます。ご指摘のございました、11月中旬の火災でございますが、これ土曜日に発生をしまして、火災放送の訓練を受けていない選挙事務に当たっておりました職員が、電話をとり、慌てて対応したというところからですね、放送に不慣れな点が出てしまいました。想定が甘く、総務課長として深く反省をいたしております。今後はですね、そうしたことも含めまして、あらゆる可能性を考慮しまして、防災の設備が、本年度から更新をしております。新しくなっておりますので、手始めとして、総務課職員、全職員に訓練を実施するよう、指示をしているところでございます。火災放送の内容についての御質問でございます。消防団員にいち早く火災発生を知らせ、速やかな出動を促すことに主眼を置き、放送までの迅速化を最優先としております。現在では、広島市消防局から火災通報の内容、これ自動音声でまず、1回目周知ということで連絡が入りますけれども、その内容をそのまま放送をしているのが実情でございます。消防局からの通報は住所、番地でなされており、詳細の場所を確認してからでは、放送までの時間がかかってしまうため、まずはそのまま放送し、その後ですね、出動消防団員に対しまして、移動系であります消防無線に

より詳細を伝達しているのが、現在の運用でございます。またですね、消防局の御協力によりまして、消防団員に対しましては、各団員が登録をしておけばですね、火災発生のメールが自動配信され、さらに、メールに添付されたURLにアクセスすることで、火災現場の地図が、表示されるシステムを導入しております。今後もこのシステムの運用について、消防団員にメール配信登録の周知や促進を行ってまいりたいと考えております。一方でですね、火災の無線放送を行った直後には、消防団員以外の町民の皆様からですね、火災の詳細情報を問い合わせる電話が非常に多く寄せられているなど、消防団、指揮命令業務に影響があるような実態もございます。こうしたことから、防災無線での第一報につきましても、火災現場の情報伝達が必要ではないかなというふうに考えている部分もございます。危機管理室におきましては、消防局の通報の住所番地で、せめて行政区くらいはですね、特定し放送ができるよう、番地別の行政区一覧表を作成し、改善を試みようという話をしておるところでございます。いずれにいたしましても、たまにしか起こらないような火災、こういうときこそですね、冷静かつ迅速に対応できるよう、危機管理室を中心に、訓練との取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。放送につきましては、必要な情報を簡潔、しかも速やかに伝えるという意識をさらに高めていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で角田議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。換気のためちょっと5分ほど休憩しますので換気をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前11:00分

再開 午前11:05分

○中本正廣議長

それでは休憩を廃して一般質問を続けます。はい、6番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。6番大江です。どうぞよろしくお願いいたします。私はいつも言うことですが、一般質問をする上で、いつも地方自治の原則を念頭に置きます。地方自治の本旨は、国から独立した地方自治体が、その判断と責任で、その事務を処理し、事業を実施すること。そしてそれには、住民の意思がよりどころとなるということです。今回は3項目質問いたします。それぞれの質問は、住民の皆さんからの声です。行政に対する疑問、不信、要望、期待の一例です。これらを通して、住民福祉の向上と、この地域の歴史や文化を尊重し、この町の人的、物的資源を生かし、今日の実情に即した、この町の在り方を住民とともに作り上げていくための、基本的共通認識が少しでも確認できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1項目め、病院の患者あるいは家族、関係者からの不満、苦情から見えてくる課題とその取組についてです。病院に限らず、あるいは役場等の公的機関にかかわらず、企業や、あるいは個人への苦情、不満は必ず寄せられます。その苦情にどう対処するかは、苦情の内容や受入れ側の体制の中で判断すること

となりますが、まずは、真摯に苦情を受け止める、受け止める機関、社会でありたい、そういう社会は健全であると考えます。安芸太田病院にも、患者、あるいは関係者、家族から不満や苦情が寄せられていると考えます。それらをきちんと正面から受け止められている姿勢は、評価されるものです。その上で質問いたします。苦情は、例えば、医師、看護師、技師、検査技師等、医療従事者に対するもの、それから、受付、会計等事務職員に対するもの。そして施設設備に関するものなど、分類できると思いますが、安芸太田病院に寄せられている苦情、もっと言えばクレームはどのような内容でしょうか。それに対して、どのような対応をとられましたか。全てを紹介していただくことは時間的に難しいので、事例をもし挙げる事ができれば、1、2、具体的に御答弁ください。3、誤解による苦情もあると思います。あるいは正当な苦情もあると思います。一つ、一つ一つの内容は様々であっても、それに通底する病院の課題については、どのように把握していますか。そして、4、その課題に向けての改善、解決に対し、どのように取り組んでいますか。質問いたします。

○中本正廣議長

栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

失礼いたします。安芸太田病院では、毎日、様々な御相談を承っております。年間5000件以上となります。内容は、受診や退院等の援助、就労や住宅等、家族や日常生活に関わるあらゆる相談でございます。その中で、御質問いただきました、不満や苦情が含まれていることもあります。また、正面玄関、待合フロアと各病棟の4か所に、提言箱を設置しており、地域医療支援室、相談室長が、週に1回、相談室の室長が週に1回提言箱をあけて確認している状況でございます。不満や苦情の内容として、医療への不満、病院体制への不満、設備への不満がございます。一、二点、内容について、申し述べます。例えば、病院体制への不満であれば、入院患者の家族が、病院受付に昼に荷物を預けてくださったのですが、夕方まで病棟の本人様に届けられずに、家族より病院に苦情が入った事例もございます。また設備への不満でございますが、ベッドが電動ではないとか、トイレの便座が冷たい、ウォシュレットではない。玄関、病院玄関で待つのが寒い等の苦情も寄せられております。その対応については、医療や体制運用への不満であれば、御本人や御家族様に、繰り返し面談、説明を行っております。内部では、関係部署、幹部を含めて、事実や経過確認を十分に行っております。あわせて、医療安全委員会等の委員会でも、経緯の確認、今後の改善策を十分協議し、経過と今後の対応改善策についてまとめ、再び、御本人や御家族に説明をしております。不満、苦情、病院事業の欠点を改善する大変よい機会と捉えております。各苦情に対しては、当初の相談に続き、可能な限り、再発防止や改善した点を再度説明して、納得いただけるように努力しております。また、第三者の専門的な視点から評価、改善を促すために、令和3年度から、医療の質の評価公表等推進事業にも参加するとともに、今後、病院機能評価を受審する予定とし、準備、検討をしております。その中で、職員のあらゆる人権意識を高め、接遇教育の強化や医療経営企画部署の強化を見込んでまいります。常に原点に立ち返り、地域の皆様が安心して生活でき、心の支えとなる保健・福祉・医療が提供できるよう、全職員一丸となって取り組んでおります。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、取組についてよくわかりました。十分な取組がされていると思います。さっきも言いましたけど100%完璧な施設や機関、個人もあるはずがなく、苦情クレームをゼロにするっていうのは本当に不可能

なことですが、先ほど、事務長からも言われましたように、病院がよく変わるために貴重な意見であると捉えて、一つ一つの苦情は違っても、それを普遍化し、今後同種のクレームを事前に回避できるように取り組んでおられると思います。そして、今事務長が言われたとおりでと思いますが、その上で、私からも考えてみました。そのためには、病院内で役割分担の明確化、各々役割内で、そして病院全体で一貫し、統一した方針を持っていく。そして、情報伝達の円滑化、情報の共有等が重要だと、今さら私が言うまでもありませんが思っています。そしてさらに、今事務長からは出ませんでした、根本的な、重要な要素があります。医療従事者や受付、会計事務職員の人員不足があるのではないのでしょうか。それぞれの部門の職員は充足していますか。また働き方改革や残業ゼロ化政策のもと、仕事を時間内に詰め込まざるを得ない状況はありませんか。その2点についてお伺いします。

○中本正廣議長

栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

はい。御質問いただきました医療従事者等の人員不足、働き方についての御質問について御答弁をいたします。現在の配置人数等について、患者様の人数等に適応した人数というふうに副院長、院長のほうから報告を受けておまして、現在の人数で基準を満たしているというふうに認識をしております。その中で看護師等、余裕を持ったですね、人員配置ができるよう今後も採用、計画的な採用を進めていくというふうになっております。働き方については、皆さん休みがとりやすく、時間外の時間外の勤務がないような勤務体制というのを幹部含めて、師長、各部門の所属長と十分に連絡をとりながら、心がけて職員に呼びかけを行っております。時間内での就労が終了を完了するように、みんなで声をかけ合って、働き方を見直すということは、常に病院内でも声かけを行っているところです。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。人員は充足してる。基準を満たしているという答弁でしたがそうでしょうか。なかなか本当に大変な状況だというふうに聞いておりますし、また残業がなるべく減らして早く帰れるようにということとは本当に大切なことですが、それがゆえに、今まで時間をかけてやっていた内容が、もう超高速でやらないと、その過重なほどの密度の濃さでやらないと仕事が終わらないというような状況もあると思います。それは全て、職員数が足りないということから来てるのではないかと考えています。その辺をもう一度、職員の方とよく話をして、どういう状況なのかをしっかりと確認していただきたいと考えています。医療の高度化とか、特に安芸太田町のような地方では、患者の高齢化などがあり、職場の実態は本当に厳しいものになっていると考えられます。さらにもし人員不足であれば、過重業務でインシデント、アクシデントが発生する恐れも十分あります。患者が安心して、十分に治療に専念できる環境と病院職員が自らの心身の健康を害することなく職務に専念できる環境が本当に必要と考えます。私たちにとって安芸太田病院というのは本当によりどころというか、本当に大切な施設です。これからはずっと存続していただくためにも、それこそハードの面ではなくって職員の面も考えて、運営、経営していただきたいと思いますが、最後にもう一度お聞かせください。

○中本正廣議長

はい。栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長。

失礼いたします。大江議員のほうより、御質問いただきました内容について、本日持ち帰って十分に、管理者職務代理者そして院長と、それから、副院長、幹部等と十分に内容のほう報告し、今後の人員配置、働き方改革に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

すいません、病院の設置者である私のほうからも一言。議員御指摘の御懸念、ごもつともだと思っております。改めて今、事務長お話をしたようにですね、あくまでも基準はもちろん満たしてるわけでございますが、特にここ最近で言いますとコロナの関係もあってですね、相当職員の皆さんに無理をお願いをしてると思います。一方で、看護師も含めて、なかなかそうは言いながらも、募集をかけても手を挙げていただけないということもあってですね、大変難しい中で、今やりくりをしてもらってるんだと思います。そのことを含めて、事務長のほうでまた改めて、議員の御指摘について、管理者も含めた管理職務代理者も含めて、相談をするという答えでございました。私も改めてその点配慮させていただきながら、ただこれ病院に限らず、役場も同じ状況でございます。少ない人数でどう職務を回していくか本当頭が痛い問題でございますが、何とか両立が図れるように私のほうも役場も含めてですね、これから引き続き工夫をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。では次に、2項目め、上殿小学校、戸河内小学校の統廃合について、質問いたします。先日の町長からの行政報告で、上殿小学校の取扱いについては、地域より様々な御意見をいただいております、それらの意見も踏まえ、教育委員会において論議し、適切な判断をしておりますと述べられました。いまだ上殿小学校の今後の在り方が決定されていないという状況を前提に質問しております。2013年、平成25年度第三次安芸太田町学校適正配置基本計画の実施は、8年半にも及び、その間、修正、変更を重ね、このあいだに3小学校1中学校が廃校となりました。それ以前を入れるなら、本当にこの町で多くの学校が廃校になっています。この学校統廃合は、保護者、地域に不安や混乱、諦めを招き、時に対立を生じさせ、行政への不信感も生み出しました。このような状況が、各地域で、多かれ少なかれ起きています。今日は、上殿小学校と戸河内小学校の統合、そして現戸河内小学校校舎を使用するこの計画の経緯や町や教育委員会の方針について問い、改めて学校統廃合についてどう考えるか。あるいは、どうしても統廃合がやむを得ない場合でさえ、どのような過程を経るべきなのか、考えてみたいと思います。質問に入ります。1、上殿小学校、戸河内小学校の統廃合計画の経過について。これは時間がありませんので、日時と会の名称だけ簡潔にお答えください。2、上殿小学校の保護者の意見内容が、9月定例議会で示されました。意見聴取の実施時期、聴取方法について、何も記されておらず、信憑性に欠けると捉えられることにもなります。実施時期、方法について伺います。次の3は、次に回しますので4に入ります。上殿地域に何回も出向き、上殿小学校保護者、住民と町長、教育長はとことん話し合われましたか。もう十分というぐらいまで話し合うということができていますか。10月22日、緊急要請書や、11月25日、陳情書が出ていますが、この取扱い、回答はどうなっていますか。5、保護者から、保護者との協議の始まりから廃校まで10か月というのは余りにも早急過ぎます。ほかの市町でも例を見ないのではないかと思います。いまだ上殿小学校の、町長が言われるところの取扱いが決まっていない中、本当に児童保護者の不安

を生じさせず、混乱なく統合ができるのでしょうか。6、上殿小学校、戸河内小学校は、両校とも廃校、その上で新しい学校を設置する計画のようですが、戸河内小学校区の全保護者、住民への周知は徹底していますか。また当初の計画では統合先となっていた筒賀小学校区の保護者、住民への周知はどうなっていますか。質問いたします。

○中本正廣議長

はい、二見教育長。

○二見吉康教育長

大江議員の上殿小学校と小学校の統廃合について7点の、6点、今6点ですね。はい。5点。お答えいたします。ここに至るまでの経過ということで簡潔にということですが、先ほどから、御質問の中でありますが、このたびの学校適正配置計画はそもそも平成25年に策定し、スタートしているもので、これをもとに、推進計画を進めてまいりました。上殿については、本来、殿賀と筒賀との統合ということでしたが、そこはかなわず、今日に至ってきたわけでございます。橋本町長が昨年、町長就任後、教育委員会と協議をいたしまして、学校適正配置について早急な案件として取り組もうという確認いたしましたが、御案内のとおり、コロナ感染症対応のために、説明会を行えないなどの状況が続いてまいりました。今年に入りまして、令和3年度2月に、上殿小学校の保護者と意見交換を行い、協議を再開いたしましたが、今の、続いてですね、令和3年の4月、今年4月に総合教育会議を開催して、教育環境を整えることから、学校適正配置を進めていくということで町長と教育委員双方で確認をさせていただきました。その後、学校統合に直接関係をいたします、上殿小学校の児童保護者への説明会を行い、保護者への説明会を行い、保護者の意見も、教育委員会の意見を参考にしてですね、我々の教育委員会において、適正配置基本方針の修正を確認いたしまして、上殿、戸河内小学校の統合方針案をお示しいたしました。統合方針決定の後すぐに、上殿、戸河内地域の保護者地域説明会を行う予定でございましたけれども、春から夏にかけての2回の緊急事態宣言が出され、当初予定より遅れた中で、それぞれ説明会を設定したところ、開催したところでございます。説明会終了後、この12月議会において、学校設置条例一部改正案の上程を計画しておりましたが、11月25日に、上殿小学校は廃校ではなく、一時休校を求める陳情書が、多くの上殿地域住民の署名を添え、提出されました。翌日の26日に開催いたしました、教育委員会会議におきましては、審議の末、この12月議会への議案上程については見送ったところでございます。現在、廃校、休校の対応について検討中ではございますが、令和4年4月、上殿小学校、上殿の地域の子どもたちが、現戸河内小学校を通学と通学区域とする方針は変わっておりません。このため、必要な事項を決定する統合の準備委員会を開催することとしております。上殿小学校の保護者意見内容について、アンケートの実施状況、聴取方法はということでございますが、上殿小学校の児童保護者の意見聴取については、7月の28日の保護者会説明会において、上殿小と戸河内小の統合方針案を示した時点で、保護者より、この場では発言できない、個々の意見も聞いてほしいとの要望がありました。保護者からの意見聴取につきましては、8月初旬に行い、方法については、就学前児童保護者を含め、説明会において、意思表示をされていない方へ直接、または電話の方法により、個別に確認をさせていただきました。これとは別に、上殿連合自治会において、8月下旬に、用紙配布によるアンケート調査を行っておられ、その概要については、我々も情報提供を受けております。次に、住民ととことん話し合ったのかという御質問でございます。地域住民との話し合いについては、これまで行った説明会で、皆さんの理解をうるための説明を行い、両校統合することについては、おおむね御了解いただいたと認識しております。要請書は、10月22日に、上殿地区自治会長経験者の有志の方より、地域の分断や混乱を生じさせることなく、十分な住民の理解と協力

が得られるような方策について求められたものでございまして、直接回答を求められたというふうを受け止めておりませんが、その後の経過についても、答弁のとおり、上殿小については、一時休校による対応と、という陳情が寄せていただいたところでありまして、方策については引き続き、連合自治会と教育委員会によって、論議を継続しているところでございます。少なくとも1年かけてやるべきではないかというところでございます。統合から、協議から統合までの期間が短く、早急過ぎるということについてでございますが、事前の協議については昨年度、協議の時期など検討しておりましたところですが、繰り返しますがコロナウイルス感染症対応の不測の事態によって、協議が実現できなかったということもございました。本年に入っても、これまでの説明のように、2月の保護者との意見交換、4月の総合教育会議、教育委員会議において、適正配置について進めることの確認をしました。しかし、その後も、緊急事態宣言のために協議が進まない状況が続いておりました。短時間での協議における過去の事例といたしましては、平成28年4月に、修道、津浪、殿賀小が加計小と統合した件でございますが、殿賀小学校の廃校統合については、27年の10月から教育委員会議で協議をして、殿賀小学校を加計小に組み入れるということになりましたので、4月の前の10月からスタートしたということもでございます。多くの理解をいただくために十分な期間があれば、よりよいわけでございますが、学校の統合については、年度途中から行えることではありません。来年の4月を逃すとさらに1年先延ばしとなります。上殿小学校に通う児童、またその保護者の思いを考えますと、これ以上先延ばしすることはできないと考え、令和4年4月の統合を決断したところでございます。両校の住民、保護者への周知の問題でございます。上殿小と戸河内小の統合の周知につきましては、戸河内小学校保護者へは学校を通じて説明会通知を全保護者に送っており、その文書において、統合方針を記述しております。地域住民の皆さんにつきましては、自治会長あての文書、及び防災無線放送によって、説明会開催の通知を行いました。両校廃校の方針と、具体的な件につきましては、説明会のときに、周知を行っております。筒賀地区につきましては10月29日に説明会を行い、保護者については、戸河内と同様、統合方針の記述を開催通知で行っております。地域住民につきましては、防災無線での説明会開催の呼びかけを行いました。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。私としては経過については、日時が欲しかったんですが、大体わかっていますのでそれに基づいて、これから質問します。まず、保護者の意見の聴取についてですが、個々に、あるいは電話でというのをちょっと驚いたんですが、こういう大切な問題を電話で聞いて、それをこちらで書きとめて、それを公式に出すということが本当に正しいやり方なんでしょうか。それから、例えば、10月、1年足らずで、統廃合を決めるのはあまりにも早急過ぎるという問いに対して、これまでも当町でやってきたということを加計小学校へ、統合するのをやってきたと言われましたが、それはこの町が、ちょっと早急なんであってこの町のやり方が、ほかの市町ではやはりもっと時間をかけ、じっくり時間をとってね、統廃合されていると思います。ちょっと調べましたが、そういう、そういう状況があります。それから、なぜそういう短期間でやらないといけないかということについては、コロナの状況だったからというふうに言われましたが、それなら延ばせばいいことですし、それ以前に、さっきも言いましたけど、第三次の計画が出てから8年半がたっているわけですね。その間、何もなくて、この期になって早く、そしてコロナだから、もう仕方がなかったということでは、ちょっと納得できない部分があるのではないのでしょうか。もう一度伺いますが、なぜ、戸河内小学校、だから、統合先を変更してまで戸河内小学校と統合し、戸河

内小学校を使用することを決められたのか。戸河内小、統合時期を来年の4月1日と決めた上で、保護者からの意見を聞く、地域からの意見を聞くことになったのか。なぜそれが前提になっているのか、伺います。そして、これはまた別の角度からですけど、昨年8月7日、広島県教育委員会が、文部科学省公表の公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果を、広島県の状況を公表しました。それによると、2020年、令和2年4月1日現在、市町別公立小学校の耐震化率は、23市町のうち100%は17市町、本町は最低で、耐震化率は80%でした。耐震性がない棟は2棟、おそらく上殿小学校の体育館でしょうが、そして、それに対しての設置者の方針として、つまり安芸太田町の方針としては、令和2年度において、町としての方向性を発表し、統廃合に向けた協議や準備を行った上で、令和2年度をもって統廃合による施設の未使用化を行う予定となっています。つまり令和2年度当初には、上殿小学校保護者地域に何の説明もなく、上殿小学校の統廃合を町は決定したわけです。そして1年以上放置してきました。また耐震性がない施設として、2年度末には、施設の未使用と未使用だと文科省に報告しておきながら、昨年度末には耐震診断を行い、そして、その結果が出たにもかかわらず、耐震工事を行わないままに現在まで子どもを学校に通わせています。なぜそのような状況に至ったのか。伺います。はい。以上です。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

保護者アンケートの件でございますけども、先ほどもお答えしましたが、保護者説明会の中で、なかなかそういう場では、全体の場では、一人一人が意見が発言しにくいと。若干の方が賛成であったり、あるいは逆に反対であったりというふうな意見を言われた方いらっしゃいますけど、それ以外の方はなかなか発言しにくいというのは、常々聞いておりました。ただ、ですから、そういう中で、もう電話でもいいから直接でいいから聞いてほしいというふうな表現もあったわけですね。そういう中で、そういう方法をとらせていただきました。もう一つは、地域住民も含めた範囲の中で、直接保護者の方が述べられたこともあるんですが、私たちは、もう統合を期待していると。しかしこれが先延ばしになるようであれば、保護者の中にも、もう、いわゆる通学区域の弾力化や、ほかの方法を使ってでも、戸河内やほかの学校へも移るんだと。4月、来年の4月から移るんだ。いうふうなことの意見もありました。そういう中では、地域全体の御不満や、また不安、また、要請書でもありましたけれども、地域の分断を招くというふうなことも想像されますので、我々教育委員会としては、保護者のこれまでの何としても早期の統合を期待しておられますので、その実現のために取り組んでいるというところでございます。耐震の関係ちょっと次長のほうから説明させてください。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま御質問いただきました、何点か、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。まず今保護者の意見のことについては、教育長のほうが答弁させていただきましたが、保護者の意見の前に統合を決めたというところの案件でございます。これについてはですね、今年度は、先ほど説明しましたように今年の2月から、保護者協議等もですね、内々で公式非公式等でいろいろ続けてまいったところでございます。基本的にはいろいろ保護者のほうの公式非公式の話を進める中においてですね、まずは教育委員会の方針を示していただきたいと。教育委員会の方針を示していただいた中で、保護者としても判断をしたいというような御意見も、全ての方ではございませんが伺ったところでございます。主体的に教

育委員会とか町が、どういうふうにかこの統合について考えているのかというようなことを出してほしいということがありましたので、基本的には教育委員会会議でですね、議論をする中で、戸河内小学校、また、来年の4月1日という日程をですね、出させていただきます、保護者のほうの御意見を伺ったというところでございます。それと、今言った公式、公立学校の学校ですね、耐震の県の状況の調査というところでございます。2020年の、この件につきましては上殿小学校の、お尋ねのとおり上殿小学校のですね、校舎と講堂、この二つが耐震が満たしてないという形になったとでございます。平成2年にですね、統合方針をというような形の中でですね、説明をしてるというところでございますが、これ調査ものの中でですね、そういう回答させてもらったもので、そこで協議を進めていくというような方針のところがあったわけでございますが、決してその4月に、2年度において、廃校なり休校なりをしてですね、4月から統合方針を出したといういうものではございませんで、基本的には毎年の検討の中で、調査ものとして回答させてもらったというところでございます。今回の、これまで長くなったというところはですね、大変今回の地域説明、また保護者の説明においてもですね、これまでお待たせしたということは、もう率直におわび申し上げるしかないというところで考えているものでございまして、その対応については、今年度、昨年橋本町長就任後にですね、耐震の予算もつけて耐震、検査のですね、予算もつけていただく中で耐震の調査をしたところ、校舎は耐震化があるが、講堂はないよというような結果に基づいて、今年度はその対応をしてまいったというところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、耐震診断については、当初、この三次計画が出たときに残そうという学校については耐震診断をされてるんですね。そのときに、上殿小学校について、なぜ、耐震診断をしないのかという質問も地元から出ました。それ、それをそのまま放置した上で、今回、診断ということで、住民とか保護者、もちろん子どもたちの安全を考えると、どうも納得できないところがあります。それから、なぜ来年の4月1日で、期限を切ったのかというところが、保護者の早急に統廃合してほしいという要望があった前にもう4月1日を決められていたんではないかと思うんですね、この話が出たから、そりゃあ冷暖房に関しても耐震がないということに関しても保護者はとても心配されていますので、それをこの際、早いほうがいいというのは出るのは当然予想されますが、なぜ町がまず方針を出してほしいと、保護者が出たときに、じゃあ来年の4月1日ということになったのか、そこがわかりません。それから、筒賀の住民、保護者の人はだからこれでオーケーということなんですね、了解、この方針でやってほしいということなんですね。はい、そうですね。はい、今度が3回目ということでの質問になりますので、さっき飛ばしました複式学級の長所、短所をどのようにとらえているか。それから、最後の質問です。児童数、生徒数が減少すれば、廃校、複式学級は解消すべきの方針を繰り返せば、この町の学校はなくなります。将来的に、この町の教育をどう考えていますか。さっきのどうしても納得いかないという質問もあわせてこの2項目、お願いいたします。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい。今年、今年度入って、保護者の皆さんに説明する時点ではですね、ぜひとも、適正配置を進めていきたいということで、その時点では、筒賀小、戸河内小を示しておりませんし、4月も示しておりませ

ん。保護者のほうから、私たちの中には、戸河内のほうに行きたいという方多いんだというふうなことや、もう、例えばもう来年の4月とか、いうふうなところで早く時期を示してほしいと。それも含めて持ち帰って、修正を加えて、戸河内小学校へ4月からということで、再度お示ししたという経過がございます。それから、複式の長所、短所というところがございますけれども、学校長始め教職員は、お預かりしている子ども達と与えられた教育環境の中で、最大限努力しているという点は御理解いただきたいと思えます。その上で、あえて複式学級、複式の授業の良さ、につきましても、例えば一人一人に目が届きやすいとか、個別の活動の機会を設定しやすいとか、異学年の交流が生まれやすい学校が一体となって活動できる、保護者、地域と連携が図りやすいというふうな長所がございます。一方で、デメリットとしては、多様な考えに触れる機会が少ないとか、運動会など学校における集団活動に制約が生じてくる。また、交遊関係が限定される。男女比に極端な偏りが生じやすいというふうなことをあえて挙げればそういうものがございます。学校運営面而言えば、教職員のバランスのとれた配置がしにくいということ。教職員同士で学習の指導、生徒指導等の相談研究協力等が行いにくい。校務が集中しやすい、そして同学年の、ほかの先生との相談ができないとか、先輩が少ないとかいろいろ成長にも課題がございます。現在、それと、複式学級それぞれの学年に対して、教員がいわゆる時間的な半分程度ずつしか直接指導できませんので、その間、残された学年の自主学習の機会というものを工夫して、効果を上げる教員の力量が求められると。また、複式学級の経験した先生がたが非常に少なくなっておりまして、多くが、安芸太田町へ来て初めて複式を担当するというふうなことで、我々としても人材の確保に課題を抱えている、そういうところが挙げられると思います。それから、これから統廃合等繰り返していけば、学校がなくなるじゃないかというところですが、確かに、平成20年あたりから多くの小中学校を廃校となってまいりました。ただ、幾ら子どもが少なくなっても設置者としては、小学校1校、中学校1校は絶対に設置しておかなければいけないわけですね。そうでなかったら、よその町にお願いするようになるわけです。そういう点では、設置者としては、最低1校ずつ、残さなければいけないということがございますので、決してなくなるというふうなことはございません。一方で、この教育について、安芸太田町の教育目標のもとにですね、小中学校の教育の充実を図るということにしておりますけれども、今後も、信頼される学校づくりということと、安芸太田町の教育を受けさせたいというような魅力ある教育推進に引き続き努めてまいりたいと思っております。ただ、出生率についても今年は、昨年に続き20人を切る見込みがありまして、現在、町のほうで考えておられる小学校3校、中学校2校体制を維持していくためにも、引き続き、人口維持に向けた定住対策を町としても強力に進めていただくようお願いしたいところがございます。教育委員会としては、今後も動向を注視しながら、学校の現状を常に把握して、在り方について引き続き検討してまいりたいと思っております。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

耐震診断の政策転換はちょっと私にも、責任というかあるもんですからあえてお答えさせていただきます。年度の途中で変わったということは多分おそらくごもっともなことで、私としては、耐震計画についてはですね、子どもさん方が通われている以上は、今後の動向云々かわかわらず、耐震診断をやっぱりしなければいけないということで、判断をし、実施をさせていただいて、いただいたところがございます。その上で、先ほどから学校適正配置の問題についていろいろございました。今回も、特に上殿地区の皆様ですね、保護者も含めて、短い時間で議論を進めていただいて相当御苦勞をおかけしたというふうに思っ

おります。もともと、この計画、つくってから8年が経過しているということ8年半ですか、経過しているということでございまして、私なりにいろいろな考えはさせていただいたつもりではございますが、最終的には、これ以上時間をかけるということは、かえって子どもさん方にとってマイナスだという思いのもとですね、今年度に入りまして、総合教育会議においても、改めてこの取組を加速していこうということをご共有認識とさせていただいたところでございます。いろんな本当御議論ございました。ただ私としては、最終的に学校というのは、子どもさん方のためにあるという思いの中で、判断をさせていただき、これ意見交換の中でもございました。大人としてはですね、それ当然、時間をかければかけるだけ、議論も深まるのかもしれませんが、一方で、何年もかけるというその1年1年がですね、子どもさん方にとっては、我々が感じる1年とは違うと。子どもさん方の1年、今年6年生はもう来年を卒業してしまう。今年1年生だった子も2年生になる。そういった意味では、我々の思う1年と、子どもさん方にとっての1年度はやはり違うという御議論ありました。私も同じ思いでございます。そういった意味で最終的には、繰り返しになりますが、子どもさん方のほうの考え方、あるいは子どもさん方にとってということをご優先をさせたとおっしゃればそのとおりでございます。その意味で、一方で拙速だったということについては、我々なりに努力をさせていただいたつもりではございますが、結果として、その御批判は甘んじて受けなければならないというふうに思っております。ただ今回の議論を通じて、私なりに感じましたのは一つは、やはり教育について、10年20年、長い年月を見据えた教育行政を展開すべきだという御指摘をいただきました。その点についてはですね、私自身も、教育大綱を策定すべき立場でございます。今後の安芸太田町の教育については私なりに、例えば、この自然を生かした教育というのをしっかり展開していきたいと。森の幼稚園という話もしましたが、それをさらに小学校、中学校含めた教育の中でですね、展開をしたいし、その具体的な中身についても、私なりにやはり教育委員会に対して、あるいは総合教育会議の中で、皆さんにお示しをしていかなければならないというふうに思っておりますので、その点については、教育委員会とは別に、町長部局のほうに審議会を設置をさせていただいて、本町ならではの教育といったものを今後検討していきたいと思っております。これ意見、説明会の中でも話をしたとおりなんですけど、できれば、年度明けに、そういった部局を町長部局の中につくって、これは少し、早急に結論なかなか出ないと思っております。少し時間をかけて議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員

○大江厚子議員

はい。複式学級のメリットデメリット、私は複式だから学力が低下ということは全くないと思います。そして、さらにメリットを挙げるなら、クラス替えがね、できる。私事ですけど、うちの孫も来年は上級生、今年下級生というふうにメンバーが変わるということは、ある意味、新鮮な気持ちで迎えられる、新しい学年を迎えられるかなというふうに思っています。はい。どこの地域も、そして、地方であれば、このような、この町のような地方であればあるこそ、学校と地域は一体、共存してきたと考えます。町長は、跡地利用で、地域の振興を図ると言われますが、学校はほかの施設には変えられない唯一無二の存在です。全国の小学校は大体今から150年前に設立されたようです。上殿小学校も、約150年前、1873年です。琢心舎と言われ、名づけられたそうですが、心を磨くという意味でしょうか。どこの学校も同じですが、地域は子どもに教育を受けさせてやりたいと、教育の場をつくり、場所や名前を変えながらも長い歴史の中で学校を支え、また地域も学校や子どもたちから活力や希望を見出してきました。ですから、

150年もの間、あり続けた学校が地域からなくなるという喪失感と実質的、地域の変質は相当に大きいものがあります。もちろん、何事も不変ということはありません。状況の変化に対応していくことも時として必要です。しかし、それでも、特に学校統廃合に関しては、十分な配慮が必要です。保護者、地域住民、時には子どもたちが歴史や地域との交流の思い出を出し合ったり、また、小人数や複式学級のよい面、不都合な面、心配な面などを率直に話し合う中から、学校統廃合をどう考えるかを、方向性を見いだすことが重要と考えます。みんなが十分に考え、忌憚のない意見を出し合い、納得でき、結果を出したという過程は、たとえ学校はなくなっても、今後地域の将来を皆でつくっていく糧になります。近い将来筒賀小学校や統合した戸河内、上殿小学校するのであれば、統合した戸河内小学校、上殿小学校は、移住してくる子どもたちがいない限り、今教育長が言われた、言われましたように複式になります。町はここまで、このように複式学級の教育を危惧されるなら、さらなる統合が必要になります。必要なのは、たとえ複式になっても、複式だからこそ、その良い面を肯定していくことではないでしょうか。それでも、どうしてもさらなる統廃合は必要になるかもしれません。しかしそのとき、自分たちが受けてきた、複式学級での授業はすばらしかったと子どもたちが思える、そんな安芸太田町の教育をつくっていくべきと考えます。時間がありませんので、複式学級、ごめんなさい。

次の質問です。所有者不明の土地、不在者地主の土地の問題について伺います。登記の問題で、土地を所有する者が不明な場合の所有者不明土地、農地、山林も入ります。そして所有者はわかっている、地元から離れている場合の土地、不在者、不在地主土地について伺います。不在地主であっても所有者と日常的に連絡がとれれば、話し合い、問題は解消されますが、連絡がとれない場合、幾つかの問題の解決は困難になります。質問です。本町においても、所有者不明土地、不在地主土地には多数あると思いますが、どのような問題が起きていますか。それに対して行政はどのように取り組んでいますか。また根本的な解決をどう考えていますか、お聞きします。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、所有者不明土地、不在地主、土地の問題について御質問いただきました。御指摘のとおり、不在地主土地、つきましては土地の所在に居住してなくても、地域住民と連絡をとれば特に問題ございませんが、所有者不在土地、不明土地となれば、相続時に、登記をしなくてもそのときは困らないという状態で結果としてその土地に問題が生じた場合に対応できなくなります。本町の課題といたしましては、近隣住民に迷惑を被るケースが多くあります。不法投棄などの土地、草木が生い茂り、管理不全の土地でございます。このような土地では、所有者が誰かわからなければ文句は言えませんし、かといって、勝手に立入り対処することもできませんので、非常に困った状態に陥ります。事例でございますが、本町では、農地利用最適化推進委員会を中心に、農地利用状況調査を実施して、耕作放棄地の発生防止のために、毎年1回、現状確認を行っているところでございます。今年度約2万2000筆のですね、農地を調査しました。73%は耕作、24%非農地、3%は、遊休農地で集計をしておるところでございます。非農地は、森林の様相を呈している状態で、農地に復元することが著しく困難である遊休農地とあわせて、その割合も高くなっているところでございます。所有者がわかっている、山林化している状態が多くなっておりまして、有害鳥獣の被害が増えるようになります。人口減少が進む日本では使い切れない農地は、所有者にあるなしに関わらず、増えていく現状に問題があると考えているところでございます。行政としてその問題に対しどのように取り組んでいくかという御質問でございます。所有者不明農地につきましては、その土地の

隣接所有地から、除草ができてないことでありますとか、有害鳥獣のこと、また、転用などの開発に対する承諾を得るために相談がございます。その問題の対応としまして役場では、法務局の登記簿の管理により、写しを持っております。閲覧は可能となっております。ある程度の情報は出せますが、法務局の情報も管理されていない農地は、未相続であるものがほとんどでございます。正確な情報でないこと、所有者がわかっているにもかかわらず、所在地まで情報が出せないなどの住民の皆さんの相談に対して十分に対応できておりません。隣接同士の争いもございます。苦情も聞くこともありますが、行政としては、間に入ることもできないといった状態でございます。使い切れない農地は所有者不明農地も、地域の中では、様々な情報を取り入れ、中山間地域でありますとか、多面的制度を利用したり、地域の中で管理する方を選ばれたりして、工夫しながら農地の保全に努めていますが、交付金の対象とはならないことが多いため、地域の対応は限度があるところでございます。根本的な解決施策をどう考えるかという御質問でございます。このような、所有者不明土地が全国的に増えた問題から、国は民法でありますとか、不動産登記法の改正を含む、関連法が今年度4月に可決成立後から3年以内の施行になっております。相続不動産の取得を知ってから3年以内の所有権移転や登記、所有権移転登記や引っ越しなどで、名義人の住所が変わった場合に、2年以内の、変更登記を義務化するもので、怠れば、10万以下の過料とするものも出ております。登記の義務化で申請人が主体で行わないといけません。その辺りは、町でしっかりと啓発していく必要がございます。登記をしても、農地の手入れができるような新たな取組も必要になっているというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、本当にそういう問題は山積していると思います。国のほう国として法の整備をしていきますが、町としても、条例か規約みたいなもので、どこまで、その人は。

○中本正廣議長

最後の締めをしてください。

○大江厚子議員

介入、介入というか仲介できるかをしっかり決めていくという方向でやっていくべきだというふうに思っています。以上です。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で大江議員の質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午後 0 : 0 5

再開 午後 1 : 3 0

○中本正廣議長

午前中の一般質問に続き、午後からの一般質問を続けます。通告順にお願いします。はい。3番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

3番議員の佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。本定例会においては、また、いつものようにですね、質問事項としては、新年度予算編集方針、コロナワクチンの追加接種、これは一応確認だけ

ということになるかと思いますが、2題を通告をさせていただいておりますので、順次、お尋ねをさせていただきたいと思っております。最初にですね、新年度の予算編成基本方針について、お伺いをしたいと思います。今年も、残りあと3週間あまりということで、終わろうとしておりますが、町におかれましては現在、新年度予算編成に取り組まれている真っ最中でございます。その中で、11月に、職員に配布されました令和4年度予算編成方針日程によりますと、現在は、戦略的重点指定事業ヒアリングの真っ最中ということになるかと思いますが、まだ、来年度予算としての規模、予算の骨格について、確実に確定されている状況ではないと思っておりますが、配付されております予算編成基本方針によりますと、令和4年度においては、持続的にコロナ感染症対策や地域経済対策に取り組む。ポストコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーション等による新たな日常生活への改革にも適切に対応し、令和4年度は、本町の第二次長期総合計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生事業戦略の、中間年度となり、引き続きその事業に取り組むということとされております。計画的に掲げた政策の達成、実施状況等を効果的に実施し、中期財政運営方針に沿い、増大化する公債費などの義務的経費の抑制等に適切に対応する財政運営を続けていくということを基本に予算編成を行うとして、1、第二次後期、第2期総合戦略に沿った戦略的かつ重点的施策の展開として、令和3年度に設定した新たな施策、ビジョンの実現については、中期的な視点を持って、継続に取り組むとして、令和4年度には、その取組の方向性等に、さらなる進化、これは進むと、深化、これは深めるということだと思いますが、戦略的かつ重点的に、取り組む分野、事業については、令和4年度、骨太プログラム、戦略的重点プログラムとして、優先的に予算配分を行うということ。2番目として、増大化する公債費等を踏まえ、一層の歳出削減を軸とした行財政運営を行い、新たな変化に対応しつつ、将来においても、安定的なサービスを提供できるよう、歳出の大胆な見直しを図るとして、新たな日常の実現に向けた行財政運営の推進。3番目として、従来の施策をゼロベースで検証し、内容のブラッシュアップを図り、事業効果が乏しい取組については打切りを検討し、事業の選択と集中を進める。4番目として、事業の構築、推進に当たっては、事業の妥当性を裏づける客観的な事実や実証結果などの根拠に基づいて行う。5番目として、持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行うための公債費等の削減による後年度財政負担の軽減の5点を基本方針として、予算編成に取り組むよう、方針が庁舎内に方針として示されております。そこで、1点目として、五つの基本方針の中で、新たな変化に対応しつつ、将来においても安定的なサービスを提供できるよう、歳出の大胆な見直し、従来の施策をゼロベースで検証し、内容のブラッシュアップを図り、事業効果の乏しい取組については、打切りを検討し、事業の選択と集中を進めるというのは、2項目は、ここ数年間の予算編成方針には、必ず盛り込まれておりますが、その成果について、町長はどのようにお考えになられているのでしょうか。私はこの、この事業と選択と集中については、先ほど言いましたように毎年度の方針に必ず、うたっておりますが、目に見えた効果はないのではないかというように考えております。また、2点目として、後期基本計画がスタートして、その計画に沿って、継続されてくる事業があるかとは思いますが、ほかにやらなければならないという新しい重点事業、また、令和3年度予算に対して大きく方針を変えられる施策があるかどうか。以上2点について、まず、町長の見解をお尋ねします。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、道則議員のほうから、予算編成について、二つほど御質問いただきました。それぞれまた担当のほうからもお話をさせていただきますが、大括りで言いますと、一つは事業の見直し、あるいは

そのEBPM、エビデンスに基づく施策評価ということでございます。それぞれ、取組をさせていただいておまして、これはもちろん、そういった観点からの見直しもさせていただいてるんですが、これは当然予算を編成する中ではですね、引き続き各課のほうにも、話をさせていただいているところでございます。これはある意味、予算編成するに当たっての基本的な部分でもあるのではないかとこのように思っているところでございます。その上で、特に令和4年度に当たって、大きく予算編成変えていく部分という、御指摘がございました。こちらまさに、議員御指摘のようにですね、今ちょうど予算編成取り組んでるところでございますので、具体的な話というのはなかなか難しいわけでございますが、私としてはむしろ、予算編成に当たっては、大きく方針を変えていくというよりは、これまた先ほど触れていただいたように、特に骨太プログラムでお話をさせていただいております。むしろこれまでやってきたことをさらに進めていくほうの進化あるいは深めていくほうの深化、これやっぱり突き詰めていく必要があるんじゃないかなと思っております。と申しますのが、昨年度の骨太プログラムでも、特にウイズコロナ、それからポストコロナへの対応ということが一つ。それからもう一つが、人口減少対策ということこの二つを、特に私の予算編成として、掲げさせていただいたところでございますけれども、1年、取組をさせていただいて、まだまだ進めるべきあるいは、足りなかった部分というの、私なりに感じてるところでございます。また一方で、本町を取り巻く環境としてもですね、今申し上げたように、コロナ対策というのは、やはり最優先で取り組んでいかなければならないですし、また、本町がそもそも抱えていた人口減少対策、人口減少という取組、人口減少という状況も、これ残念ながらまだ改善がされているとはなかなか言えない状況でございます。やはりこの二つというのは、今年度に引き続き、来年度もやっぱりやっていく必要がある。しかもそれは、この1年間の経験も踏まえて、さらに進めた施策として取り組んでいく必要があるというふうに思っております。だからこそ改めて、今年度の骨太プログラムの中でも、今のコロナ対策と、それから人口減少対策、これ二つは大きな柱として、継承させていただく。さらに、人口減少対策については、今回改めて、まずは社会増に転換をしていくという目標を、私なりに明示をさせていただきました。これも、議会でも少しお話をさせていただいておりますが、人口減少、特にその社会動態においてはですね、だんだんこれまでもずっと減ってきたんですが、年度、何ていうんでしょうか、きれ目次第によっては、昨年という、おととしの10月から去年の10月までは、社会増に初めてなったということなんですが、同じはかり方でいうと、今年度、昨年度から今年度の10月にむしろ社会減と、また戻ってしまっていると。これやっぱりまずは恒常的に社会増にしていくということが最大の目指すべきところではないかなというふうに思っております。そのための取組をしっかりと、進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、4年度の予算編成方針のところについて、先ほど議員のほうから概略のほうについては説明がございましたけど、改めて私のほうから申し上げますと、この前の政府の閣議で決定された新しい資本主義のもとに基づく、取組のことにもそう向く話ですが、一方で現在、新型コロナウイルスの感染症の今後の感染動向はいまだ不透明ということでございまして、引き続き町民の日常生活や、経済活動に対する負の影響の長期化が懸念されておりますので、4年度の編成につきましても、この新型コロナウイルスに対する継続的な感染症対策や地域経済対策に取り組むとともに、ポストコロナを見据え、DXデジタルトランスフォーメーション等による、新たに日常生活への変革に適切に対応していくことを基本として、必要な

予算を編成していこうと考えております。またこれも予算編成方針に明示していることですが、来年、令和4年度は、本町の第二次長計や、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組期間の中間年度ということでございますので、計画等に掲げた施策の達成、実現状況の検証結果や決算状況等を、これまでの決算状況等を踏まえ、施策の進め方等について必要な修正を行った上で、成果志向の行政運営や、歳入予算規模に応じた事業編成のさらなる徹底を図り、関係施策事業等効果的に実施していく必要があると思ひ、考えているとともに、中期財政運営方針、こちらにつきまして、したがいまして、私どもの本町での懸念事項でございます増大化する公債費などの義務的経費の抑制等にも適切に対応する財政運営を行っていかねばならないと考えております。そうした中で、先ほど議員のほうからも実際に五つの編成方針の中で、毎年、明示しているのにその効果はどうかというところがございました。徹底的な事業の検証ということにつきまして、個々それぞれが、いろんな効果を足し算的に生み出していると思っております。まず、令和2年度の決算におきましても皆様に、9月に御報告差し上げたとおり、元年度までは5億5000万の財政調整基金の取崩しを行って、行わないと決算ができなかったということでございましたけれども、実際は3億8000万以上の積立てができるような決算状況をさせていただいた。当然、交付税の錯誤分の戻しもありましたけど、これは各関係各課がいろんな事業の見直し、チェックを行った中でいろんなその結果だと考えております。そして、エビデンスということにつきましても、9月の決算のときに、主要事業の調書ということを皆様への御説明のやり方を変えさせていただきました。個々の主な事業に対しての目的は何か、それに対してどういう狙いがあったか、課題があるか、どういう予算を立てているか、今後どうするかと。そういう視点に基づいて、皆様のほうに御説明し、さらなる御意見をいただいた中で、その次、さらなる予算編成に生かしていきたいということなので、当然その4年度の予算編成におきましても、そういうことは踏まえながらやっていきたいと思っておりますし、3年度の当初予算におきましても、まだそのときに2年度決算がわかっていなかったこととございますけれども、当初予算において財政調整基金というのは、令和2年度の当初予算に比べて約9000万ほど減額して、積立てを予定して、今現状でいくと、それよりも少ない積立額になるのではないかなという状況であります。最終的に決算なってみないとわからないでございますが、できるだけそういう貯金部分、将来に対するものについては、できるだけきちんと温存しながらですね、適切な事業運営を行えるような予算編成に行っていきたいと考えているところでございます。それからこれも、議員からも御指摘ありました現在、実際、重点事業から優先して戦略的重点事業について、町長が先ほど申しあげました骨太プログラム、コロナ禍での重点的な趣旨に合わせながらですね、ヒアリングを行ってございまして、これら一連の作業を終えた後にですね、具体的な次年度の戦略的重点事業を定め、そして全体でめり張りつけながら予算編成を行っていきたいと思っております。昨年度は、戦略的重点指定事業、当初、3年度の当初予算のときに3月議会のときに御説明しました約25億という規模でございましたが、大きな箱物の運用というのが、来年は、今のところ予測はないということでしますと、中期財政運営方針の予定では、75億ということ、中期財政運営方針では財政推計しておりますので、その水準を目指しながらですね、適切に予算編成をしていきたいと考えておりますし、持続可能な町財政の実現を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい、ただいま町長、三井主幹から御答弁をいただいたわけですが、そのことにつきましては、予算編

成方針を配付していただいとるわけですから、それを読めば分かるんじゃないかというようなことと
ございましょうが、町長のお考えを口頭でお聞きしたく、質問をさせていただきました。先ほどありました
ことなんです、これ1点あの、これ要求基準の中の物件費、物件費の中で、これ、令和3年度で当初比
10%減とすると、というようなことがうたってありますが、この10%減が果たして、例えば、令和3年度
の決算を見たときに、本当に10%下がっておるのか。いや実際はもう、これが10%減が、そのうたい文
句というちゃああれですが、お題目で上がってって実際締めてみたらもう10%どころじゃないよと。い
うようなことにならないようにですね、やはり、目標、要求基準目標ですからあれでしょうが、10%減と
いうことであるなら、来年、令和3年度決算においてはですね、物件費が、当初予算よりのあれより10%、
前年度より10%落ちとると。ように取り組んでいただきたいと思えます。先ほど御答弁をいただいたわ
けですが、再質問ということになるかと思えますが、令和4年度の戦略的指定事業についての文書、先
ほど言いましたように配付されておりますが、その中で、令和4年度の戦略的重点事業の推進において、
新たな施策ビジョンによって、特に重点化する取組分野、事業の基本的な方向を骨太プログラムと定め、
同プログラムに沿って、関連事業の組立てや執行管理を行うこととするとして、先ほども町長からあり
ましたように、ウイズコロナ、ポストコロナに対応して基本的な視点としての4項目、人口減対策、対策の
深化、社会増への転換、基本的な視点として、(1)、支出を抑制する、住民満足度の向上として7項目、
さらなる転入を目指して取組の強化として、3項目を掲げてありますが、その中身についてですね、全部
の項目をお聞きしたいんですが、時間の関係もありますんで、2項目についてお尋ねをしたいと思
えますが、昨年12月の定例議会においても、予算の骨太プログラムの中身についてお尋ねをしております
が、令和4年度の骨太プログラムにおいても、引き続き取組むとされておりますので、改めて、昨年
に引き続き、その2項目についてお尋ねをします。昨年、昨年12月の定例議会の質問内容は、1
項目め、地域包括ケアシステムのさらなる充実について、どういう項目を取上げておられますか。
その具体的な施策の推進方法についての考え、2項目めとして、広島市に隣接する好条件を生か
した施策の推進については、これに類似したものは、現在町においても通勤補助とかい
うような方法がとられていると思えますが、さらなる、どういう施策の推進を考
えておられるのかについてお尋ねをさせていただきました。町長より、1項目めにつ
いては、地域包括ケアシステム、まさにこれもまさに今月、これは昨年12月のことと
ございまして、実は、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた検討会が始まると
スタートされ、地域包括ケアシステムの高齢者が多いこの住民満足度の向上とい
うのは、つまり、今おられる皆さんに引き続き安芸太田町に住んでいただく。と
もすれば、何かの悪条件が重なることによって、引っ越しをされる方が多いとか
という、これ全部読めば長いんであれなんです、じゃあ具体的な取組はこれからとい
うことでありますけれども、引き続き、地域住民の皆さんが主に住みながら、今
おられるところに生活をしていただくという意味での地域包括ケアシステムで、さ
らに、本町として充実をさせてもらえることがあるのか。訪問介護等々の充実を
含めて、これからまさに、具体的な中身について、午前中にも出ましたが、検
討を進めていきたいと思っておりますという答弁、1項目めについてはそういう
答弁でございます。2項目め、広島市に隣接する好条件を生かした施策の推進
についてという問いには、広島市に隣接する好条件を生かした施策の推進とい
うのは、まさに、移住者の確保という観点から、本町が位置する場所、高速を
使えば、1時間で広島に通うことができるというような内容をお話しになられま
して、最終的には、既に実施しておりますというような内容とございました。今
回ですね、また、新たに引き続きまたこの施策をやるというようなことと
ございまして、まず1点目の包括ケアシステムの検討会を実施されたのかど
うか。されたのであればどういう内容で協議をされたのか。そのことを御回答
お願いいたします。広島市

に隣接する施策の推進については、今朝、今朝ほどの質問の中にもちょっとありましたんで、重複するかもわかりませんが、改めてよろしくお願いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、骨太プログラムの中身といいますか御質問いただきました。特に7点ほど6点、幾つかの分野について、御提示をさせていただきました。その中でも特に、地域包括の話、それから、近隣広島市の隣接する地域ということでの取組について、特にお話がありました。私もちょっと記憶が定かでないんですが確かに地域包括について推進協議会を議論させていただいております。もう、すいません私の記憶が定かではないんですが、大体毎年、推進協議会の議論についてはですね、毎年、1年に1回ずつ議論させていただいてそのことを多分、お話をさせていただいたのではないかと考えております。その推進協議会については今年、これも実はコロナの関係でなかなか難しい状況であったんですが、そうは言いながらも実は今年、既に2回ほど推進協議会については議論をさせていただいてるところでございまして、それぞれ、特に最初の会についてはですね、どちらかというと本町が目指すべき包括ケアシステム、これの新たな、何といいますか目指すべき像というのを各委員のほうからも御議論いただくと。特に、大江議員に委員長になっていただいて、各委員の皆さんからお話をさせていただく中で、私としても、この議会の中でも、議員の皆さんから御指摘いただいた、特にコロナにおいてですね、外出することがなかなかできない中で、かつて田舎では特に地域の絆というのが一つの大きな良さだった部分も、だんだんこう薄くなってきているということを皆さんから懸念いただいとると。その意味でも、改めてその包括ケアシステム、多くの皆さんが安心して地域で住んでいただける、そういうものについて協議をいただきたいという話をさせていただき、またそういったことも含めてですね2回目の協議会では、有識者のほうから、有識者に来ていただいて、そういったコロナの、コロナの中での、あるいは新たな包括ケアの一つの例として、滋賀の事例でございましたけれども、お話をいただいて、一緒に勉強させていただいたという経緯がございます。そういった意味では、引き続き、地域で特に高齢者の皆さん含めてですね、あるいは高齢者に限らず、多くの皆さんが安心して暮らしていただく、そういう包括ケアシステムを目指していく、これは引き続きの課題でございまして、とりわけ、来年度に向けては、例えばまた、健康で皆さんが引き続き地域で暮らしていただくための取組といったことについてもですね、今、部署部署のほうでは検討させていただいてるところでございまして、包括ケア、あるいはまた、高齢者、先ほどの健康づくりも含めた、そういう取組というのは今改めて戦略的、重点ヒアなどの中でですね、話をさせていただいているところでございます。もう一つ、近隣の、特に広島市に隣接する地域としての取組ということでございますが、お話があったように、例えば、今でいうと40歳未満の方々限定ではありますけれども、通勤の補助をさせていただいているところでございます。これはまさに取組についての評価なりあるいは検証させていただいてるところでございまして。朝方のお話をさせていただきましたが、実際に、本町に住みながら、広島市で働いておられる方々に比べると、せつかくの制度ではあります、十分使われていない現状ではないかと。ここら辺をどうするのか、あるいはむしろ、まさに御指摘のあったように、40歳未満ではないもうちょっと対象を広げるべきではないかといったようなことも実は、検討させていただいているところでございます。また、その観点でいうと、今年度新たに、高校生の通学支援についてもさせていただいてるところでございまして、高校生、進学をするにあたっては、加計高校に行かれる方もおられれば、そうではないやはり町外の高校を選んでおられる方もおられて、けれども、町外に出ておられる方に引っ付い

て、引っ付いてというか、それを契機にですね、御家庭全体が町外へ引っ越しをされる事例もあるものから、それを防ぎたいという思いで、高校生の通学支援というのも始めさせていただいたところでございますけれども、これが、まさに十分なものなのか、これも現状調べているところでございます。果たして何%ぐらいの方が御利用いただいているのかということも今、ヒアリングに合わせて調査しているところでございますし、最近の話で言いますと、高校生に限らず、大学や専門学校生などもですね、むしろ同じような制度が必要なのではないかといったような御指摘もいただいております、そういったことを実は、まさにちょうど今、戦略提示的重点ヒアリングの中で議論をさせていただきながら、来年度の予算編成を具体化させていただこうと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。町長から御答弁をいただいたんですが、地域包括ケアシステムについては、検討会をやられてるということでございますので、その検討内容にもよりますが、早くですねこのシステムがなかなか、他町、全国的にもですね、なかなか、口頭では地域包括ケアシステムという言葉は類じて出てくるわけですが、なかなかそのシステムというのがですね、その地域地域の特性もありますんで、きれいに決まったマニュアルといいますか、あれのようなものはないんですが、やはり安芸太田町にですね、属して、いわゆる中山間地で、いわゆる集落が点在しとるというようなことも考えて、加味してですねやはりその地域地域に合った包括ケアシステムというものがあろうかと思えますんで是非そこら辺りを検討会等でもですね、議論していただいてやはり実のある地域包括ケアシステムということに。また、具体的に取り組んでいただいて検討会の結果をですね、また御報告していただければと思います。隣接する好条件というのにつきましては先ほど来ありますように、いわゆる高速道路の通勤利用とか高校生の利用とか、いろいろ取り組んでおられますのでこれについては、そういう意味での深化進化、進めるのと深めるということでございますから、これについては3月ですね、4年度の予算が上程されますがその辺りにですね、どの程度反映されとるのか、また見ていきたいと思えます。先ほどから言いますように、新年度予算、編成方針は一応ペーパーで配付されておりますので、先ほど言いましたように、文章を読めば分かるんじゃないかというような声も聞こえておりますが、やはり直接、ペーパーでなしにですね、先ほど言いましたように、町長の口から、お口からですね、口頭で考えをですね、お聞きさせていただくために、昨年引き続き同じ内容で質問をさせていただきました。町長がね、スローガンとされております人口維持と自然を生かした産業振興で、安芸太田町の復活ということが大きく命題になろうかと思えます。それを含め、先ほど御答弁いただきました骨太プログラムとされている重点、戦略的重点プログラムをするための予算が、次期定例会に上程をされると思えますので、その新年度予算については、改めて次期3月定例会で、再度、その中身についての質問をさせていただきます。新年度予算でございます。先ほどありましたように重点ヒアリングでございますので、各課の課長さんは、その重点ヒアリングについてですね、町長、副町長、いわゆるそのプログラムをですね、進展して、各課でこういうことを進めていきたいということをお考えでしょうね。ですので、新年度予算編成を楽しみにして、次のことで、この方針についての質問は終わります。

次にですね、新型コロナワクチンの追加接種、これについてもですね、同じようにペーパーで、文書で実績等が配付されておりますので、あれなんですけれど、町民の皆さんからですね、いわゆる追加接種方法等、状況をどうなるのかということをお聞かれることが多々ありますので、それをまた私を含め、新聞報

道等ですね、しか情報を持ち合わせておりませんので、新型コロナウイルス感染症追加接種体制について質問をさせていただきます。広島県においては、緊急事態宣言を新規感染者数が減少するなど、県内の状況が改善傾向の判断のもと、10月14日で終了、解除となり、町民の皆さんの移動も徐々に戻ってきた感じがしております。安芸太田町でも、新型コロナ接種状況は、町民の8割の方が2回の接種を終えられているようですが、ここに来て、ブレイクスルー感染、また、新たにオミクロン株感染と感染症拡大の不安は続いております。まだまだ安心できない状況にありますが、今後も、私たちがすべきことは、情報に過剰に反応せず、また、軽視せず、今できる感染症対策に注意をしながら日常を送っていきたいと思います。そこで、町民の皆さんの関心も高く、様々な御意見を伺う中で、まず、本町における新型コロナウイルスに対するワクチン接種についての接種実績等については、先ほど言いましたように、御報告をいただいておりますが、改めて確認をさせていただく意味を込めまして、一つ、1、本町の実績、接種実績について。2、町民への情報提供方法について。3、3回目接種スケジュールについて。4、原則、2回目接種後、当初、国においては8か月後が予定されておりましたが、ここに来て国から、国においては、接種後6か月の前倒しという意見が出ておると報道をされておりますが、その際、本町はどう対応されるのか。以上4点について質問をいたします。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは健康福祉課のほうから、コロナワクチンの接種状況等について御説明をさせていただきます。4月に医療従事者ワクチンを接種したことを皮切りに、高齢者施設の入所者、また福祉施設等の従事者、そして高齢者、一般の方と接種を続けてまいりましたこのコロナワクチン接種につきまして、国の報告システム、VRSというものですが、これについて、現在の町の実績においては、先週行政報告のほうでもお話をしましたように、12月の5日現在で、令和3年1月1日現在の対象となる12歳以上の人口5990人に対し、4806人、接種率で申しますと48.、すいません、80.23%の方が2回のコロナワクチンを接種されたという状況になっております。ちなみにですけれども、高齢者65歳以上の方で申しますと、接種率は92.28%というような高いところまで接種状況には至っております。国の通知によりまして、12月から3回目の接種が始まりました。と申しましても、町内におきます医療従事者の方については、実際には1月からの接種になるというふうに考えております。町民の皆様への接種提供方法等については、これまでも、特には町民広報でありますとか、それからホームページ等を使ってまいりました。今回の追加接種、3回目接種につきましては、まずは広報の11月号のほうから、こういうのがありますよということでまず告知をし、12月号でも一旦、その内容について説明をし、そしてまた1月号においても、コロナ接種、3回目接種についての内容について、広報でお示しをしようというふうに今準備を進めているところでございます。この今回の3回目接種につきましては、コロナワクチンの2回目を接種した日から、原則8か月を経過した18歳以上の方が対象となります。本町では、12月以降、順次、対象者が8か月を経過する場合にですね、接種券とそれから予診票、とそれから2回打ちましたよという接種済証、これ、一体となったものを皆さんのほうにお送りするよというふうに準備を進めております。実際に今のスケジュールで申しますと、どうしても来年1月が医療従事者の方、そして、高齢者への接種は2月からというふうになるというふうに思われます。今回のコロナ接種のワクチン接種については、これまでの2回のときのように、ファイザー製ワクチンだけというのではなくて、ファイザー製とそれからもう1点、モデルナ製、この二つのワクチンが利用されることとなります。どちらを先どちらを後にということ

はないんですけども、どうしてもそのモデルナ製のワクチンが実際に認可されるのが1月の終わり頃ということになりますので、町のほうに入っていくのはどうしても2月以降になるというふうに考えております。議員のほうからお話がありましたように、原則8か月でワクチンを接種するということが、国のほうから6か月前倒しをというような話もありました。現在御承知のように、新しいコロナウイルスの変異株、オミクロン株というのが、流行がものすごく危惧されております。実際に報道では、国内でも13例ほど発症者が出たという報道もあります。こういったこともありまして、やはり接種の時期をもう少し早めたほうがという国からのお話もあったというふうに承っております。やはり日々ですね、情報が変説しておりますので、この先ほど申しました2月以降の町内におけます高齢者の接種等についても、町内で接種をしていただける医療機関と調整をしながら進めているところではございますので、それがもし早まった場合どうなるかというのは、私たちも大変、ある意味心配してるところでございます。さらには、接種期間が前倒しになったといったところで、じゃあすぐに接種できるだけのワクチンがすぐに提供できるか、いただけるかということも本当は未定です。もっと言うたら、追加接種分がじゃあ改めて来るかということはまだ、こちらのほうにもそんな情報ありません。そういうような情報の状況の中で、前倒しが本当に可能なかというのは、大変危惧しておるところでございますので、改めてですね、そうは申しましてワクチンが希望される方には皆さんに接種していただけるようにですね、これも、これからも国や県からのいろんな情報をしっかりとキャッチしてですね、ワクチン接種の体制確保には努めていきたいと思っております。すいません。以上です。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい、ありがとうございました。福祉課長より御答弁いただきましたが、3回、まあ8か月、6か月というのは、国のほうの方針でしようが、今御答弁があったように、もう8か月で計画しとるのを急遽6か月というのはなかなか、その接種等のあれも、スケジュール、病院も含めてですね、大変でしょうから基本的には8か月ということに進むんだらうというふうに私は思っておりますが、私も一応高齢者でございますんで、本年6月に2回目の接種が終わっておりますので先ほどの話でいけば、3月と、ごめんなさい、2月が3回目の接種と希望すればですね、いうことでよろしいんで。はい、わかりました。いうようなことで、コロナワクチン追加接種ということが進んでいくわけでございますが、そこでもう1点、予約方法についてお尋ねをさせていただきます。前回予約の電話がですね、混乱して、なかなかつながらない、予約がとれない、という問題が起きております。そのことをですね、反省を含めてですね、今般、3回目以降に町民に向けての接種予約方法等のこと、先ほどの反省点も含めてですね、改善点、前回よりの改善点はあるのかどうか。これがまず1点。2点目として、他の市町においては、接種日をですね、逆に町のほうから指定して、接種券を送付されている事例が報道されております。本町ではこの方法を検討される考えがあるのかどうか、以上2点。質問をいたします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それではワクチン接種の予約方法の今の検討状況等について、御説明のほうさせていただきます。前回、4月から予約を電話とウェブ等でですね、始めたところ、予約を専門のオペレーターを設置したんですけども、体制がやっぱりあまりにも手薄というか少なく、なかなか電話が繋がらなかったとい

うことについては、改めておわびをしたいと思います。そこにつきまして、改めて6月補正で、予算をつけていただき、オペレーターの数も実際には4倍まで増やして8名体制で接し、電話をお受けするという体制をとることができました。今回の予約接種の方法について、課内でもどうすべきか、協議をさせていただいております。というのが、1回目の予約については先ほども話があったように電話での予約電話とかウェブです。2回目については、接種をされた医療機関において、次はこの日をどうぞということで、一応、医療機関のほうでですね、2回目の接種時間等を、ある意味こちらのほうから指定して取っていただく方法もとらせていただきました。で、今回3回目、どうすべきかというところで、内部でもお話を進めているんですけども、1回目の反省を踏まえてですね、もう人数をやっぱり増員して、今回も予算のほうでお願いしとるところでございますが、オペレーターを増員して、対応すること。それから、今回のようにワクチンがですね、これ、ファイザー製だけじゃなくて、モデルナ製もいつかの時点では、接種しなければならない。それをいつからというのが、まだ今のところはまだ、確実にこの日からもモデルナ製に変わるといふことにはまだ想定できておりませんので、そういった状況の中において、日にちを指定すべきかどうかとか、それから今年の途中からではございましたけども、実際には、今までは町内の医療機関でなければ、接種ができなかったところが、町外の医療機関においても接種ができる、要するに広域接種が可能になっております。そういったことも踏まえまして、人数、オペレーターの状況等も踏まえて、1回目のワクチンの接種と同様に、それこそ安芸太田町の専用の予約センターによる受け付け、そしてウェブの方法をとるべきではないかという考えも一方あります。もう一方ですね、そうは言いながらも、やはり予約に係る、特に最初は高齢者の方多いですから、予約の手間の軽減を図る、少しでも省くという意味で、2回目の接種のときと同様に、8か月を経過すると、ある意味ですね個別に接種日と接種場所の時間等を指定して、こちらから、予約票等をお送りするときに一緒に指定すべきか、どちらかがいいかというのも、これまでもずっと、内部でも悩み検討してきたところなんです。で、今のところですね、その検討の状況の結果、事務的な話で申しますと、高齢者の優先接種というのが実際に7月末、いつてみれば町内で8月のお盆前までに完了させたんですけども、その方々、要は65歳以上の方、そして、その方が予約とっちゃったんだけど、結局、ワクチンが解凍したんだけどどうしても使えんけえ、あえて急遽打ってもらった方を対象に、そういう方々をまずはですね、先ほど申しました2回目時と同様、日にちと場所、時間を指定して、予約制、予約券と一緒にですね、お送りする方法をとってみる。そのときにどういうふうなことが可能か、逆にそれをやれたことで、どんだけワクチンが無駄になるようなことがないかとかいうのをいろいろと今検討を、本当に内部でどうすべきか話し合ってるところです。できるだけですね、多分、お気持ちもあると思いますけども、少しでも予約の手間を省く、そしていつ行ったら確実に打てるという日がとれるような体制はですね、これからもとっていきたいですし、そのほうが利便性のほうもやはり向上すると思われまますので、本当にどちらにすべきか、どういうふうにしますということについてはですね、改めて広報でありますとか、ホームページ、場合によってはそれこそ、防災無線等も活用させていただきながら、町民の皆さんにはお知らせをしたいというのが現状でございます。あと、一応、よろしいですか。以上です。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、詳細今御説明したとおりでございます。結論から言うと、まだ今検討中ということなんですけど、であり、また議員御指摘のようにですね、こちらから、日程を指定して、御連絡するというのも含めて、

検討中であるということでございます。やっぱりなかなか、結論出せてないのは、一つは話がありましたように、今回ファイザーともう一つと、両方やるということなんですよね。恐らく多くの方は、前回と同様のものを使いたいと言われるだろうからこそ、そうは言っても数はファイザーだけで全部は確保できないので、それをどうするか。こっちで決めるわけにもいかんと思いつつながら、選択してもらおうとすると最終的には高齢者ばかりがおんなじものを打つ。そこの何というんでしょうか、平等性みたいなことも絡んでおりますし、前回は1回目と2回目並行してやったものですから、今回、3回と1回だけなんです。毎日やってたのが、もしかしたらその、1日置きになるとか、そんなこともちょっとあってですね、前回とはまた違うパターンもありうるのか、いろんな要素をちょっと絡めて考えている最中でございますので、まだなかなか結論出ない状況でございますが、できるだけ早く、とにかく方針を定めて、皆さんにお伝えができるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木道則議員

今、ただいま御答弁いただいたように今の、ちまたでというたらおかしいですが、やっぱり、言われたように、モデルナとあると交互接種というのがちょっといろいろ問題になつとるような状況でもございますが、この時期を指定して接種日を設定するのも一つの方法でしょうし、またそれに準じていわゆる無駄がない、せっきくのワクチンでございますので、無駄がない方法。私もどちらがいいかどうかというのはあるんですが、まあいわゆる、せっきくのワクチンでございますので、無駄のないほう、最良の方法を検討されるということでございますので、検討していただきたいと思っております。で、この前の、テレビをちょっと見ておりましたらですね、1が感染予防、2が発症予防、3が重点化予防がワクチン接種の三つの効果ということ感染症の専門医の方が述べておられましたが、引き続きですね、今できる感染症対策に注意をしながら、私を含め、日常を送っていきたいと思っておりますし、また、先ほど来答弁にありましたように、希望者の方がですね、スムーズに追加接種ができますように取り組んでいただくことを申し添えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で、佐々木道則議員の一般質問を終わります。10分間休憩といたします。

休憩 午後 2 : 24分

再開 午前 2 : 35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を行います。8番、田島清議員。

○田島清議員

8番、田島です。午後2番目ということで、一般質問に入っております。通告に基づきまして質問をしております。質問の第1項目めです。町民の移動手段の充実について質問いたします。コロナ禍により、医療職場を始め、保健所体制の課題が明らかになっていっていますが、安芸太田町においても、医療受診体制の充実が求められています。次の3点について質問いたします。1、町民の移動手段としての公共交通確保について。修道、安野地区住民にとって、飯室、可部方面への移動手段の確保は、長年の悲願です。来春5月、新安佐市民病院、オープンスケジュールが確実化しています。かねて議会でもその必要性につ

いてただされ、9月広報、町長コラムにおいても、安佐市民病院オープンも視野に入れ、早急に検討するとのことですが、その後の進捗状況はどうか。2番、定額タクシー制度の運用状況について。10月から運用開始され、おおむね好評の評価と聞きますが、利用者数など、運用状況はいかがですか。3番、子育て環境の充実。平成28年度から令和2年まで5年間の出生者数102名です。去年は15名と危機的状況です。子育て環境充実のためには、教育と医療、とりわけ産婦人科及び小児科の受診体制、援助が必要であると思われます。現状における対策として、広島市内の病院までのタクシー補助や、高速料金補助など、子育て支援の拡充について、お尋ねします。行政報告などでも数字等は触れられておりますが質問として、お答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして田島議員より、移動手段の充実についてということで御質問いただいております。まず最初の御質問でございます。町民の移動手段としての公共交通の確保、とりわけ安佐市民病院行きのことについての御質問でございました。今触れていただいたように、公共交通の見直しあるいは充実ということで、まずは定額タクシー制度、これをこの10月から制度化させていただいたところでございます。これもやはり、まずあの町の税金を使わせていただくということ、あるいはまた、公共交通のみならずですね、町内の様々な施設をやはり多くの皆さんに使っていただきたいという思いもありまして、まずは町内を対象にした、これらの定額制度を導入させていただいたところでございます。その上で、御指摘のように、特に修道、安野地域の皆様はですね、やはり飯室、可部方面への移動手段を何とか確保してほしいという御要望をいただいているところでございまして、検討を重ねているところですが、この路線は広島電鉄の在来線がまずは走っているということで、事業者との今協議をさせていただいてるところでございます。ただこの在来線はですね、例えば安佐市民病院に行こうと思うと、新しい安佐市民病院には、可部駅まで行って、そこからJRでまた安芸飯室まで戻るような形になるということもあってですね、やはり我々としては、安佐市民病院に直接つながるような交通手段をつくらせていきたいということで、例えば飯室経由の、飯室経由安佐市民病院行きの、現状あなたく的な、やはり交通手段を念頭に、今準備を進めているところでございます。御指摘のように、何とか来年の5月の安佐市民病院開設に間に合わせるということを考えますとですね、これ定額タクシーでも進めたように、まずは実証運行みたいなことですね、スタートさせていただいて、そこから以降、利用状況を勘案把握させていただきながら、徐々に、現状に適宜対応する、そんな取組で何とか実現に向けて頑張りたいなというふうに思っているところでございます。なお広島市のバス再編計画におきますと、これも繰り返しお話をしておりますが、JRの可部駅以北の再編が検討されているところでございまして、当然今の在来線、三段峡線の在来線もその対象になっているというふうに伺っております。こうした事態への対応ということも考えていかなければならないということで言いますと、あなたくの実証運行の利用状況をまずは把握させていただきながら、今後は広島電鉄に加えて、広島市さんとの協議もやはり重ねていく必要があると思っております。その中で改めてJR、失礼しました、広島市のバス再編計画といいますか、三段峡の在来線が減便することについての対応もですね、あわせて考えていきたいというふうに思っております。定額タクシー制度運用状況については、担当課より話をさせていただきますが、その上で、子育て環境の充実についても御質問をいただきました。本町では従来から、母子保健における子育て支援の一環として、妊婦さんが、産婦人科で健診される際に必要となる交通費の助成というのをさせていただいております。これ1回の健診

につき 1000 円ということでやっておりますし、また平成 29 年度からはですね出産後、健診を受けられる際にも 2 回を限度として、産婦健康診査費を助成をするということ。それから、妊婦健診と同様に、1 回の健診について 1000 円ほどの交通費用、現在、助成をさせていただいているところでございます。利用実績が令和 2 年度で 17 件、23 万 3000 円。令和 3 年度は、今日 12 月 3 日現在で 12 件、18 万 2000 円ということでございます。こちらも引き続き助成事業として継続をしていきたいと思っておりますが、加えて小児科の必要性というのは私自身も感じてるところでございます、実際に例えば安芸太田病院で小児科を開設できないかということも検討させていただきました。御質問、御答弁でも一度お答えをしたかと思いますが、一般的に小児科が成り立つにはやはり子どもさんが大体 1100 人ぐらいいないと小児科としては、なかなか経営ができないというふうに聞いております。本町が中学生以下で約 500 人でございますので、かなり開きがあると。そういった意味では、そういったことが 1 点と逆に、やっぱり患者さんが少ないところはですね、小児科の先生も逆に行きたがらないと、来ていただけないということが現実でございます、こういう状況を覆して、本町において小児科を開設するには例えば、内科も兼務ができる小児科の先生、そういった方をやっぱり探していかないとなかなか難しいというのが現状でございます。そういった意味ではですね、まずは現状としては、急な病気やけがで相談ができるような小児救急電話相談というのを町内の各世帯、子育て世代の皆さんには御紹介をさせていただいているところでございまして、加えて今後は、例えば今、安芸太田病院では遠隔診療などについてもいろいろと取組をさせていただいております。この遠隔医療、例えば小児科医が多く確保できる大学病院等の間で、安芸太田病院と大学病院等の間でですね、実施できないか、そういったことも含めて、これから検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。残りは担当課のほうより御説明させていただきます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。定額タクシーの運用、運行状況でございます。10 月から、町内移動どこでも定額 700 円で利用することができる定額タクシーを本格運行を開始させていただきました。11 月末で 797 人の方に利用登録をしていただいております。10 月の運行状況は 801 回、相乗りを含めた利用人数は延べ 1034 人でございます。利用目的は、病院と買物が 7、8 割を占めているという状況でございます。また、加計バストップ、あるいは戸河内 I C、筒賀パーキングといった利用もございますので、高速バスとの乗り継ぎにも御利用いただいているものと考えております。これらの利用状況につきましても、今後も、把握、分析を進めてまいって、今後の町の公共交通のあるべき姿を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい。まず町長のほうから御答弁がありました。5 月の新安佐市民への対応について触れていただきました。先ほどありましたように今ですね、市の方針で、可部駅よりの郊外バスの問題について、小型バス化等の新聞報道もありましたけども、その部分はまた後ほどの質問の中で触れてまいりたいと思います。それで今、行政報告の数字と改めてお伺いしたところですけども、その中でですね、利用目的が、病院と買物が 80%、双方の割合がどれくらいなのかということですね。で、私が今回取上げました主な目的といたしますか、そういう部分で言いますと、子育て環境の充実、今朝ほどからの質疑の中で転出抑制、人

口維持に関する質疑がありました。そういった意味で、安芸太田町の医療体制の中で産婦人科、小児科がないという中でありましても、広島市等のですね、医療施設等のですね、距離が高速道路を利用するとですね、非常に私も子育てをする中で救急病院、舟入へ30分少々で飛ばしていけば着くと。いうふうな経験を何度かしております。そういった意味でそういう有利な部分を子育てに生かせないかなという意味で、今回取上げております。以前も委員会の質問、質疑の中で若干触れたことがあるかと思うんですけども、重度の障がい児のですね、こちらで医療が受けられない方でどうしても短時間で、病院まで行きたいという方等のですね援助について、若干触れていきたいと思えます。障がい者割引については高速道路の料金、使用については、半額助成というのがあります。こちら皆さん御存じかと思えますけども、事前に登録された自動車1台に対して、割引が50%ということでこの割引制度については、通勤通学、通院、日常生活活動において、自家用車を利用されている障がい者のお客様に対して、割引ということでございます。これは1979年に歩行機能障がいがあることから、自動車を足がわりとして身体障がい者自らが運転する場合を対象として創設されたものでございます。その後1994年には重度の身体障がい者や重度の知的障がい者の移動のために、介護者が自動車を運転する場合にも、割引が利用できるように制度が拡充されてまいりました。国土交通省によりますと、有料道路料金の障がい者割引制度については、有料道路は、料金収入によって道路の建設等に要する費用を補うものでございます。障がい者割引による料金の減収分については、他の利用者が負担することになっているということで、その対象範囲は、他の利用者の理解を得られるものである必要があるというふうな説明をされておるということでございます。したがって、この身障割引については、私たち有料道路利用者の料金の中から賄われているという理解ができるかというふうに思っております。それから、今朝ほどからの議論の中でも、質問質疑の中でもありましたが、人口維持を最大限の目標とする町の方針では、有料道路の料金補助制度、先ほどありました40歳、40歳未満について、補助を設けています。こちらについては、片道30キロ、6万円。年6万円、月5000円、最大5年間、といった制度になっておるようです。安芸太田病院では、医療体制の今後の在り方について、広島市民病院との連携医療により、治療から予防医療に方向転換を目指すというふうに前回聞いておりますが、コロナ禍にあって通院に対しましては、患者は、バスなどの公共交通手段は、感染リスクと体力的負担が大きいと思われまます。タクシーの補助等の拡充について、必要になってくるのではないかとということで、所見をお伺いいたします。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて御質問いただきました。改めて本町として、人口、人口減少に歯止めをかけるという取組を一応重点事業として、これから取組をしていきたいというふうに思っております。その中で、今御指摘をいただいた、子どもさん方の医療への、町内どうしてもなかなか対応できない部分について、やはりそれは、広島市内に行かなければならない、その部分の御支援ですとか、あるいは障がい者のお話についても御紹介をいただきました。改めて今回、通勤者ですとか、あるいは高校生といった学生さんを対象にすることは考えてまいりましたけれども、改めてですね、今御指摘いただいたような、子どもさんが医療にかかる部分、あるいは障がい者含めて移動支援についてもですね、これからまた、検討させていただきたいというふうに思っております。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、私が今回の、今の質問に対して、若干、インターネット等で調べる中ではですね、当町とは全然環境が違うんですけども、北海道あたりで別海町とかですね、そういったところ等ですね、特定患者の輸送通院補助費ということで北海道広いですから、通勤、通院距離がかなり長いということがあるのかなと。詳しくは調べておりませんが、そういったものをですね、取り入れているところがあるようでございます。今後ですね、先ほど言いました人口維持の部分で考えていきますと、安芸太田町でそういった障がいを持つ親御さんが、きれいな空気と静かな環境そして、おいしい水、そういう中で子育てをしていきたいということで、障がいを持って子どもさんが1人じゃなくて、2人3人とおられるというような状況ですから、その方がどうしても通院等で難しいということで出られれば、5人ぐらいの人口が一気に減っていくというふうなこともあると思いますので、逆に言いますとそういった患者さんというか障がいを持っておられる方が、こちらには、安芸太田町の子育てに適する状況というのをPRできればですね、そういった人口の減少にも資するのではないかとこのように思っております。この質問については以上で終わります。

続きまして、2項目めです。病院前バス停移設について。安芸太田病院の入り口交差点のバス停施設の移設は、通院者だけでなく、多くの利用者そして、自家用車の運転者にとっても、懸案の要望事項でした。幸い死亡事故の発生がありませんが、一触即発の危険なケースは幾度か発生しているところです。町では、安芸太田病院を建て替えを契機に広電バスの構内乗り入れを含め総合的な安全対策に努めたいとのことでした。病院建て替えの際、構内に通ずる町道の拡幅がなされていますが、大型バス乗り入れを可能にする道路構造がなされなかったと聞きます。その結果を踏まえて、町ではバス停の移転による安全確保対策を検討すると、議会常任委員会や地元振興会にも説明されました。その後の進捗状況とともに今後の見通しについてはどうか。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。病院、安芸太田病院の入り口交差点のバス停の運用でございますが、現在、広電バスが上下線ともに停車をしております。町内バスにつきましては、加計方面は乗降客があれば停止をし、病院玄関へ進入をしております。戸河内方面につきましては、停車をしない運行としており、病院玄関口で乗降をし、そのまま戸河内インター方面に通過していくということになっております。この運用につきましては、病院玄関前からのバス停間の距離が近いということと警察署にまず相談したところ、町内バスが戸河内IC方面に左折した後、すぐ停車するという場合が考えられまして、そのことが課題がないとは言えないというようなことから、今のような運用にしておるところでございます。この国道沿いのバス停につきましては、交差点から近く、公安委員会のバス停の設置指針では、新たにバス停を設置する場合は、交差点から30メートル以内に設置はできないということになっておりまして、現状では課題があります。安全対策について、引き続き検討する必要があると認識をしておるところでございます。ただ、バス停の移設をするということになりますと、病院入り口交差点から戸河内方面にかなり離れたところに設置するようになりまして、病院まで徒歩でかなり歩かなくてはいけないというような課題もありますので、そこも懸念するところでございます。また、周辺では、少し前になりますが新しく葬祭会館ができております。会館の利用があった場合は、車の出入りも多くなるということから、この交差点の注意の表示看板等を設置して、車両のスピードを緩めて、交差点に入っていく等の注意喚起の必要があろうかと思っております。

ます。交差点周辺の安全対策を今後どのように工夫していくかということを引き続き検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。バス停の移設について先ほど回答のありましたように、当時から言いますと、まさに会館が新しくできたということで、ますますですねその利用状況、夕方、夜が主だと思んですけども、そういった意味では危険性が若干強くなったのかなということで、先ほど 1 問目の質問のところでも若干出てきましたバス路線の見直し、広島市の話が出てきましたけども、こちらがですね、将来的にですね、小型化して構内に入り入れることができれば、この問題も若干解決するのかなというふうな気持ちも持っておりますけども、先日、中国新聞に掲載されておりました。この路線の、路線の見直しとバスの小型化等の記事ですが、市の方針では、可部駅より郊外側は、小型バスや乗り合いタクシーの導入を検討、地元のタクシー業者に移管するなど、経営削減を図る。都心側は、大型バスの運行を続けるが、本数の多い時間帯は削減も検討する。ということで、一方で利用者への影響を抑えるため朝は乗換えなしの直通便を残し、可部駅で乗り継いでも、直通と同程度の料金とするなど対策を講じる予定、ということで、赤字の穴埋めで市では、20 年度、今吉田、琴谷、広浜、三段峡の 4 路線に計 7100 万円支出、北広島町は今吉田、琴谷、広浜の 3 路線に計 9300 万円。安芸太田町も、三段峡線に 5000 万円を投じた。吉田線は、補助対象ではなく、安芸高田市は補助金を出していないというふうな記事が載っております。こういった市の方針等を踏まえてですね、今後のですね、在り方について、若干、町長の所見を述べていただければと思います。で、今年ですね、冬シーズンの大雪のことを考えますとですね、あそこの、今のバス停が、また何十メートル、病院から遠ざかるというふうなことはちょっと考えにくいことなんかなというふうなことも思います。以上お答えいただきたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて御質問いただきました。改めて交差点についてですね、葬祭会館が新たにできたこともあって、問題意識を持っているところでございますが、一方で、議員御指摘のように、移設するとすれば、例えば病院からかなり距離ができてしまうということで問題点としては意識してるんですが、まだ具体的に、じゃあどうするか、特に場所を変える、これ場所を変えるのはただ単に変えるだけではなくて、おそらく、バスが停まれるような引込線じゃないですけども、そういったものも新たに必要になるだろうということを考えると、なかなか名案が浮かばないところでございます。その中で、マイクロバスのような御指摘もありました。我々として特にその、例えば広島電鉄さんが、今の大きなバスをマイクロバスに変えるという動きというのは正直承知しておりませんで、むしろ、我々も提案させていただきながらも、どちらかというあまり複数の種類のバスは使いたくないというのが、今までの事業者さんのお答えだったように思います。今の御指摘はむしろ広島市としてそういう希望を、あるいは持っておられるのかなというふうに思ってるんですが、もちろん、そういったことで、経費が節減されて、結果として、広電さんが引き続き三段峡線、在来線も含めて進めていただければ、大変ありがたいんですが、何て言いましょうか、広電さんとしては、廃止ではなくてですね、ほかに引受けてくださるところがあるんなら引受けてほしいといったようなスタンスのようでございますので、正直マイクロバスを使ってまで進めて

いただけるか、我々としてまだ確信がないわけですが、改めて、議員の御指摘でもございますので、そういった取組も事業者さんのほうには働きかけていきながら、仮にそれがうまくいかないのであれば、じゃあどうするのかということ引き続き検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい。いずれにしましても地元としましては事故があつてからでは、非常に遅いんで、地元としても注意は十分はらってまいりますけども、対策についてはいろいろと視野を広げてもらって考えていくべきかなというふうに思っております。

次の質問に入ります。3番目。黒い雨への対応について、本町における黒い雨地域は、さきの被害訴訟の原告主張でも一目瞭然で、国の現行基準をはるかに超える広範囲となることは疑う余地がありません。町は、当事者として、国の決定を待つ姿勢ではなく、1日も早い実態把握に努め、湯崎知事にも、情報提供し、納得できる新たな基準づくりに努めるべきと考えます。そこで質問です。1、手帳及び、健康管理手当申請状況について、どうですか。2、黒い雨、降雨地域の実態把握について。安芸太田町では、原告の4割強で、関係者も相当数見込まれます。国は、県、市と協議した新たな基準を決めると説明していますが、黒い雨関係者は、県発表によると、1万3000、1万3000人規模とのことですが、県からの職員派遣も含めた対応を求め、実態把握を急ぐ考えはありませんか。3番、町原爆被害者の会との情報提供や連携はどのように確保されていますか。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは黒い雨への対応について、健康福祉課のほうから答弁をさせていただきます。広島原爆投下後に降った黒い雨をめぐる訴訟の広島高裁判決が確定以降、町民の皆さんから、被爆者健康手帳や健康管理手当などの交付申請が今続いております。実際に、9月の29日に、黒い雨に関します被爆者健康手帳の申請をいただいて以降、12月6日までの申請受理件数につきましては、先般、行政報告でも報告をさせていただいておりますが、被爆者健康手帳の新交付に係ります申請が137件、健康管理手当の認定に係る申請が117件という数でございます。そのほか、第一種健康診断受診者証の交付に係ります申請が、69件という状況でございます。この申請につきましては、内容を確認後、直ちに県のほうへ進達するよう適正な事務に努めているところでございます。2番目の御質問にありました、黒い雨降雨地域の実態把握についてでございます。広島原爆の直後に降った黒い雨の被害をめぐるしまして、先月、すいません、先月中に、11月ですか30日から、厚労省と広島県、広島市によります被爆者と認められた原告以外の被害者の救済に向けた協議というのが、初会合が始まり、先般も報道のほうでですね、なかなかその後遺症というかその結果の考え方で、国や県との違いがあるということが明白になってるところでございます。国は今年度中に新たな指針をまとめて、来年4月からの運用を目指すというふうに報道のほうではなされて、ようやく被爆者として認定するための指針の改定について議論が始まってるところでございますが、本町におきましては、新たな指針が、被爆者対象地域の拡大とつながるかどうかはわかりかねるんですけども、実際に、今あります援護対象地域を大きく上回る場所で、黒い雨が降ったという証言に基づきます被爆者健康手帳の申請を受理し、県に進達している状況です。このことはやはり黒い雨降雨地域

の拡大に向けました新たな基準策定の一助になるというふうに考えているとでございます。と申しましてもまだ、今のような状況でございますので、改めて先ほど議員のほうからお話のありました県の方です、来ていただいて実態把握をするというふうなところまではまだ考えは至っておりません。とは申しましても、また次年度以降です、新基準が運用された際には、これまで以上に、やはり事務的な処理、業務も増えてくるというふうに予想しておりますので、改めて、事務に関します業務内容の体制については、もう一度、考えていきたいというふうに思っております。最後、3番目にございました、町原爆被害者の会との情報提供や連携の状況でございます。直接、今現在ですけれども、町の原爆被害者の会とです、会として、また町として直接、情報交換や意見、すいません、意見交換でありますとか情報提供を直接行ったというところは今のところございません。とは申しましても、個々にです、申請の方法また意見の求め方について、個別にです、いろいろな御指導いただいたという点も確かにございます。また原爆被害者の会の事務局を持たれております社会福祉協議会のほうから、もし、こういうふうなことで相談すべき、どこにだろうかというときには、その対応窓口として、健康福祉課のほうへ、とにかく話しに行ってみなさいということで、促していただいているという状況は、今現在もあるとでございます。また先ほど、会として、会のほうへ直接、情報提供でありますとか、意見交換を行ったということはないとは申しましても、今後必要があればです、そういったことについては、改めて、情報提供また会の意見交換を持つ場を設定していきたいというふうには思っております。担当課といたしましては、それこそ、被爆された方です、思いをしっかりと受け止めて、反戦、反核そして恒久平和につながるように、やっぱり健康不安でありますとか、相談等にはしっかりと耳を傾けて、被爆者援護事務のほうに努めていきたいというふうに思っております。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、お答えいただきました。この行政報告にも数字等は上がっておりますけれども、この申請者の多くは当然 75 歳以上の高齢で、がんなどの 11 の疾病発症はないが、何らかの心の傷を負った方もあろうかと思っております。と申しますのが、私の母親もこの申請を今回したところではありますけれども、これで戸籍謄本をまず取りますと、私もこの黒い雨被災については、家で話をすることもなくて、福島の原発のときに本人がテレビ報道を見るたびに寝込んでしまうという状況がありまして、今思いますとです、そういうことを思い出すということで、結局戸籍謄本を見ると、姉がです、当時母は小学生ですが、直接被爆で広島市で爆死しとるということでありました。そういうことがあって、そういった状況があったのかなということで被爆の実態として、親族の被爆死、放射能による健康への影響不安、おびえながら生きてきました。また、結婚や子どもたちへの影響などにおびえながら生きてきたことが想像されると思っております。我が安芸太田町、非核、平和都市宣言をしております。「恒久平和を実現することは人類共通の願いであり、安芸太田町の目指す『自然に包まれた豊かな暮らし、交流・元気なまち』の実現にも不可欠であります。しかしながら、今日の核兵器をめぐる情勢は緊張の度を多方面に亘って深めつつあり、世界平和と人類の生存に大きな脅威を与えています。安芸太田町民は、生命の尊厳をより一層認識し、我が国における、『持たず、つくらず、持ち込ませずの非核三原則』が、堅持されることを願うとともに、あの原爆の『過ちは繰り返さない』ことを認識し、核兵器廃絶を全世界に広く、強く訴え、恒久平和の実現を求めここに、非核、平和宣言をする。平成 17 年 4 月 1 日、安芸太田町、非核の町宣言」ということでこれは資料から抜粋しておりますが、今日あの安芸太田町ホームページ等でも、いろいろしておりますけれども、

こういったこと、ところがですね、教育委員会も含めて、平和の教育に生かされて、本来来るべき状況なのかなど、結局黒い雨の被爆地安芸太田町なんですね。そういう意味での方策をですね、今後、取り扱う考え方があるかについて所見をお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて、非核の町宣言あるいは非核平和宣言、非核平和宣言都市宣言ということで、そういったちょっと大きな取組についてのお話にもなろうかと思えます。黒い雨の対応についてはですね、まだ基準が出てない状況でございますけれども、申込みをされてる方あるいは相談を受けて、されてる方については、私どもとしては真摯に受け止めさせていただいているところでもあり、またこれを県のほうにつなげることが、結果として、安芸太田町が今御指摘のあった黒い雨が降った地域であるということをお示しをしていく、あるいは対象範囲を拡大する取組の一助にもなるという思いで取り組んでいるところでございます。そういった取組については引き続き、真摯に取組をさせていただきながら、議員御指摘の非核の町宣言、思いを少し、思いを改めて、再認識をしながらですね、それぞれの取組、今教育委員会のほうも話がありましたけれども、それぞれの取組の中で、生かしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、黒い雨について質問してまいりました。最初に申し上げ、読み上げましたように、広島で1万3000人の、県の見解が出ております。1万3000人、一口に言いましても安芸太田町の2倍以上でございます。人口の2倍以上。今後ですね、どういった事務的なものがあるのかというのもよくわかりませんが、この小さな町で、この小さな組織の中、いちばん広島で小さな組織の中で、黒い雨の事務取扱いをすることについてですね、大変負担が大きいのかなというふうなことを危惧しております。このことは町長の政治手腕で広くですね、県、市との協力体制を組んでいただきまして平和の町宣言にあるような誇れるような政策を検討していただき、いただくべきではないかというふうに私は思います。所見があればお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、実は御心配をいただいたように黒い雨の、特に対象が広がるかもしれないと、あるいは広がるようなお話で菅前総理が、御先議をされて以来ですね、相当この問題についても特に被爆者健康手帳の交付に係る申請も含めてですね、その現場レベルが相当業務量が増えているのが現状でございます。確かにこの小さな町の中でこの業務を進めていく、とりわけ急に業務量が増えたいということもあってですね、なかなか対応に苦慮してるところでございます、議員御指摘のように、そういった部分で、県や市のほうから、お力添えがいただければと思っておりますけれども、県も市もなかなか厳しい状況の中で、どういうことになるかわかりませんが、議員の御指摘も踏まえながらですね、県や市のほうにお力をお借りできる場所はお借りさせていただくように、働きかけのほうは進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、ありがとうございます。最後にですね一つ、黒い雨の問題について非常にたくさんの証言者、申請者があるという、安芸太田町にあります。この申請をされる方々については、先ほど申しましたように高齢でございます。ですから、何が何でも手帳が欲しいと、そういったものではありません。一つ紹介しますが家永三郎さん、これは教科書検定にこうして裁判を起こした家永三郎さんの言葉を若干紹介して私の質問を終わります。「私たちは勝てるから闘いに立ち上がったのではなく、戦わねばならぬがゆえに立ち上がった。それが提訴の所信であったとすれば、状況がどのように不利になろうとも今さら何を思い患うことがあるのか。」ということで今回申請にされている皆さんも、必ずしも、被爆者手帳の認定になることだけを望んで申請をされているのではないということをし添えて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で田島議員の質問を終わります。10分間休憩といたします。

休憩 午後 3：20分

再開 午後 3：30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。5番、末田健治議員。

○末田健治議員

5番、末田健治であります。本日、最後の質問でございますが、本定例会の質問事項は、国土強靱化計画を問う、の1本でございます。お疲れのところと思いますので、質問のほうも速やかに。はい。終了したいと思います。安芸太田町国土強靱化計画の策定に国、県の支援体制を問うということですが、国土強靱化計画は、平成25年の東日本震災の教訓から、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、防災、減災等に資する、国土強靱化法が施行され、国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画は、策定されました。御承知のとおりだと思います。そこで、そして次のことが目標とされております。後から質問することにこれ極めて関わっておりますので、御承知ください。まず1番目、人命の保護が最大限に図られること。2、国家及び社会の重要な機能が、致命的な障害を受けず維持されること。三つ目として、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が目標とされております。国土強靱化計画については、前回も質問いたしましたが、安芸太田町は令和2年度に国土強靱化地域計画を策定されております。その基本方針は、安芸太田町長期総合計画に沿ったものとされております。そこで、次の点について、伺います。計画について、見直し等の期間等が定められておりますでしょうか。また、課題の認識についての見解を伺います。二つ目に昨今の異常気象に対する優先課題と対策はありますか。また令和4年度予算編成に反映される事業計画についても伺います。ここから少し、細かいことについて、お尋ねをいたします。ラニーニャ現象による大雪の降雪の見込みが、今年度気象庁から発表されておりますが、御承知のとおり今年初めの大雪のときに除雪のために国道が通行止めとなりました。そのときの課題を踏まえた、今後の対応についての考えを伺います。また、加計スマートICのフルインター化の要望に対して、その後の何がしかの進展があれば、お知らせをいただきたいと思っております。昨今の雨や降雪などの異常気象時において

は、国道の通行規制等が頻繁に出されております。加計、戸河内間の高速道路は、異常気象時には重要な通行可能な道路となるのではないかとと思いますが、この高速道路が使用できるか否かでは、住民生活に大きな影響がございます。このように防災の観点からも、フルインター化の実現が望ましいと考えますが、所見と現状について伺います。次に河川整備と樹木伐採計画について。国交省との情報は共有されておりますでしょうか。各河川の適正管理について伺います。過去の質問で、河川内樹木について、除去が必要と指摘をしております。河川管理者の太田川工事事務所外への要請はされておりますでしょうか。河川内樹木は、被害拡大の、洪水時ですね、被害拡大の要因とも、なりかねません。早急な撤去を河川事務所に要請をしていただきたいと思っております。少し具体的に言いますと、加計、見入ヶ崎運動公園下流の河川内樹木について、除去が必要と思っております。その対策を伺います。もちろん、河川内樹木は、ここだけのことでありませんが、住居が密集している地域でもあり、また、市街地にも近いということで、景観的には非常に見苦しい状態でございますので、その対策を望みます。次に、町道、林道などの側溝の土砂除去についての、であります。主に林道での災害については、側溝などの詰まりによりまして、大量に降った雨が側溝を流れる、山腹に一気に流れ出て、それが引き金となって、山腹崩壊を引起しかねない状況も見受けられます。この対策を伺います。次に、高速道路加計東トンネル上部にある、防災や携帯などのアンテナ基地について、この重要な施設についてトラブルが発生した場合、その際、管理道が極めて弱いといえますか、そういう状態でございます。そうしますと、補修のこともできない、通信不能などの重大な影響が予測されると思っております。この際、防災上の観点から、重要な管理林道として、災害を受けにくい道路、路面舗装工事などの整備をすべきと思っておりますが、所見を伺います。次に津浪プラットフォーム脇の親水性を持った護岸整備について、現状を伺います。津浪地域は昭和47年、大水害の折、国道寺本商店前では約1メートルぐらい冠水をしております。この、こっから上流区間は、いまだ護岸が未整備であります。洪水時には、甚大な被害が出ないように、早急な対応が必要と思われまます。以前はこの区間が民有地というか筆界未定ということで、この計画が立てられないということがございました。現在においては、民有地、河川、河川と民有地の境界の確定はできておりますので、これはもちろん、町の仕事ではありませんが、国交省との連携の中での対応を求めます。所見を伺います。最後、修道地区の県道拡幅及び西宗川、河川移動について、現状を伺います。御承知のとおり、元修道小学校付近は県道が狭く、改良を望まれてきました。従来は、校舎が邪魔をするといいますが、影響が出るということで、河川移動はできなかったわけですが、現状は、校舎の解体も進み、その条件もなくなった、なくなっておりますので、県道改良の進捗状況について、その見通しを伺います。以上、各項目についてお尋ねいたしましたので、所見を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。末田議員のほうより、国土強靱化に絡めてですね、幾つかお話、御質問いただきました。すいません、個別のお話もちよっと今改めていただいております。少し現状の話について、全部が全部ちよっとすいません、今の段階でお答えできるかどうかわかりませんが、各担当よりそれぞれ、答えれる範囲でお答えをさせていただきながら、私のほうからは一つですね、異常気象に対応する優先課題の件、それから、フルインター化について、お答えをさせていただきたいと思っております。まず特に異常気象に対する優先課題、ということでございますけれども、実は新年度予算に反映される事業計画についてもお聞きになっておりますけれども、新年度予算ではなくてですね、今回、実は御審議をお願いしております補正予算の

絡みでひとつ御報告をさせていただければと思うんですが、実は本町の長年の懸案事項でございました太田川に残る鉄橋の撤去についてでございます、これとりわけ異常気象、水害の観点からはですね、最優先で撤去すべき案件でありました。数ある鉄橋の中でも特に滝山川橋の撤去について、これ今回の補正予算で調査費を上げさせていただいてるところでございます。本件は、私が御説明するまでもありません。JR可部線が廃線になったときに線路の跡地については町が譲渡を受けて、当時は、再利用も含めてですね、いろいろと考えておられたのではないかと思います、結果として、今日、有効利用がなかなかかなわない中で、最終的には今、国土交通省のほうからは、撤去をすべきだということ指摘をいただいているところでございます。ただ残念ながら、橋梁の撤去というのは町単独で実施するというのは財政的にも、また技術的にも大変難しく、結果として、これまで国のほうにも相談をされていたとは聞いておりますけれども、なかなか進めることがかなわないまま今日に来ていたわけでございますが、改めて、私自身もですね、当時はまだ、赤羽国土交通大臣でございましたけれども、この問題、なかなか町単独ではできないので、国のほうにもお力添えをいただきたいというお願いをさせていただき、また担当職員のほうからもですね、粘り強く交渉させていただいた結果、今回滝山川橋の撤去については、緊急自然災害防止対策事業債ですね、7割の地方交付税の御支援があるということでございますが、その活用を認めていただきまして、結果、国の浚渫事業等、これから滝山川橋について行われると聞いておりますので、あわせて、この撤去についても実施するというので今、話を進めさせていただいているところでございます。今年から来年にかけてこれ急いで調査をしながらですね、引き続き具体的な撤去についての調整も進めていきたいと思っておりますが、これ国が調査を行っております滝山川橋、滝山川の水害想定におきましてもですね、滝山川橋があるからこそある意味ここでせかってといいますか、結果として、加計高校を始めとする市街地への浸水に大きな要因になっているということも聞いておりますので、まずはこの鉄橋について、撤去を進めさせていただいて、町民の安全確保を取り組んでいきたいというふうに思っております。その上で新年度予算についてはですね、今編成を行って最中でございますので、まずは、異常気象対応、これできるところから優先的に取り組まなければならないと思っておりますが、そういった取組を引き続き、進めていきたいというふうに思っているところでございます。続いて、フルインター化の件についても御指摘いただきました。改めて、地域の皆様からも署名も含めた要望として受け止めさせていただいてるところでございます。私もこの議会の場で、何度かお答えをさせていただきました。このフルインター化による地域活性化、あるいは観光面での活性化というものもあるのかもしれませんが、それ以上に私としては、国土強靱化の観点から、加計と戸河内の間での交通手段の確保というのは大変重要な視点であるという思いで、署名をいただいて以来、国土交通省本省のほうとも少し協議を始めさせていただいているところでございます。まだ御報告ができるような状況ではないわけでございますが、いずれにしても、私としてもこの地域の話を受け止めて、国のほうにも正式に要請活動なりを進めていかなければならないというふうに思っておりますし、また、その都度、その件については、議会の皆様にも御相談をさせていただければというふうに思っているところでございます。またもう一つ、河川内の樹木の撤去についても御指摘ございました。これ特定箇所というわけではないんですが、その都度、県の河川事務所ないしは国のほうにもお願いをさせていただいているところでございます。御指摘のように、河川内の樹木というのは、場合によっては水害をさらに広める、あるいは高める大変危険要素でございますので、引き続きお願いをさせていただいているところでございますが、なかなか、県、国それぞれ財政的な問題もあり、直ちには動いていただけないのが現状でございます。ただこれは引き続き、私としてもしっかりと要請をさせていただきながら、少しでも河川内樹木の撤去が進むようお願いをさせていただきたいという

ふうになっているところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、安芸太田町の国土強靱化地域計画の見直し等についてということでの御質問を頂戴いたしましたので、担当課長、総務課長より、答弁をさせていただきます。本町の国土強靱化地域計画の位置づけは、先ほど議員のほうからですね、詳細に御説明があったとおり、国のほうの国土強靱化基本計画、それから県の強靱化地域計画、これとリンクするように本町の国土強靱化地域計画を策定をしておるものがございます。私どもの本町の計画は、避けるべき最悪の事態を想定した項目ごとに脆弱性を評価し、備えるべき策を網羅的にとらえた形で策定をしております。これは計画に基づいて実施される取組や計画に明記された事業であること、こうしたことを補助金等の交付要件とされているため、事業を推進する際に、今から出てくるんですが重点配分、あるいは優先採択といった国の支援のかさ上げ等受けられる、そういったことから策定をしているものがございます。令和 2 年度に策定しました本町の国土強靱化地域計画の期間は、長期総合計画との整合性を図ることといたしておりますので、当面は、令和 3 年から令和 6 年度としております。国におきましては、策定後に発生した自然災害や策定後の知見、進捗等を踏まえて、不断の見直しを行うこととされております。順次、国や県の強靱化計画との整合性を図りながら、見直しは図ってまいりたいと考えております。なお、計画期限の令和 6 年度以降につきましては、さらに 5 年をめどとした計画期間として再度、計画策定を行うこととして考えております。また危機管理の部門といたしましては、本年 8 月の長期間にわたる雨でですね、先ほど議員のほうからもありましたように雨量規制による国道県道の事前規制、町内各所の山腹崩壊等もありまして、町内の移動制限、公共交通の長期にわたる運休など、住民生活と経済活動に大きな影響が生じました。さらに川手地内の国道 191 号で、8 月 15 日に山腹崩壊が発生した結果、地域間交通が遮断をされまして、広島市と連携するバス運行も麻痺し、事態が深刻化したところがございます。こうした事態を可能な限り回避するためには、町内幹線道路の災害時における迂回路の確保、応急的な道路復旧が重要であるというふうに考えております。今後ですね、広島県を始め関係道路管理者との情報共有と対策の連携強化が必要ではないかというふうに危機管理のほうは考えております。個別案件につきましては担当課のほうから、また、改めて答弁させていただきます。

○中本正廣議長

はい。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。末田議員より、国土強靱化を含めて細かい部分のほう、質問いただきましたので、説明をさせたいと思います。1 個目だったんですけど除雪を含めた加計のスマートインターの関係は町長からありましたが、詳細を再度調整させていただいて整備効果など、どのようなことがあるのかその辺調査させていただきたいと思っています。また改めて報告できる時期が来ましたら報告をさせていただきたいと思います。2 番目ですけど、河川内の整備ということで樹木や堆積土砂の整備という御質問いただきました。これもですね、県、国といろいろ協議をしております。特に県のほうはですね、2 年前から夏場と冬場と 2 回ほど意見交換会、太田川の河川事務所の本所のほうと、課長クラスの方と協議をさせていただいています。この中でいろいろ護岸の改修など、今の堆積土砂樹木の状況、箇所の要望を上げておりますので、その辺また調整をしてあげてみたいと思っていますが、見入ヶ崎につきましては、昨年度も

一部アユ釣り大会を実施されるということで、準備をされておったようです。ちょっと、コロナの関係で中止になったということで、その一部を除去を契約しておるので、その辺も調整していきたいと思っております。続きまして町林道の側溝清掃でございます。こちら町内かなりの延長がございまして、なかなか定期的、いっぺんには、全てはちょっと清掃ができない状態でございます。都度、情報、職員のパトロールや地元の方の情報をいただきながら、都度でありますけど、側溝の清掃をさせていただきたいと思っております。また情報をいただければ幸いと思っております。続きまして、東トンネルの上の防災基地とかのアンテナの件ですけど、こちらはですね、今殿賀側から上がる町道のほうがですね、路肩が一部崩壊しております、通行止めにはなっておりませんが、今回の補正のほうで、工事費をいただきまして補修をしたいと思っております。それと、数年前、5年ぐらい前ですけど、頂上付近には舗装が実施されていないためその舗装を実施させていただきます。またこちらも法面、殿賀側の法面でございますが、昨年度、今年度、全部で4か所ございますけど、そちらのほうの法面の補修を実施したいと思っております。それらを補修することによりまして、防災無線の確保に努めたいと思っております。続きまして5番目、津浪の護岸整備、こちらのほうはですね、昨年度、太田川河川の整備計画のほうが変更になりました。その中へ町内で言いますと津浪と津都見2か所、計上されております。2か所がなぜこちらのほうに計上されたかといいますと、30年7月豪雨で、ごめんなさい、17年の災害と30年の7月豪雨を含めた災害の2つの災害の中で、床上浸水、床下浸水、今までは床上浸水を実施いたしまして、床上がほぼもうほとんど終了いたしました。現在は、津浪と津都見の床下浸水をした箇所、2か所、今、整備計画の変更で入れていただきまして、2か所実施しようする準備をしております。国のほうでしております。その中で津浪ですけど、先ほど議員さん、お話しいただきましたように民有地の整理がなかなかついてなかったという状況をいただきました。これも、今整理がついてることをこの間も前回も言われましたので、その情報を太田川のほうにも伝えております。ここの箇所につきましては、護岸整備というよりも、対岸の右岸側の堆積土砂の撤去が一応基本となっております。これと含めて、護岸改修ができるものではないかという検討を今、国のほうがしてくださっております。こちらにつきましても、情報が出せるようになりましたら、改めてお伝えしたいと思っております。続きまして、澄合豊平線、県道でございます。こちら修道小学校の前の右岸側ですか、狭い県道になります。あの箇所だけが今狭い箇所となっております。こちら、地元の修道の地域の方と協議をいたしまして、河川整備、すいません、道路改良するために小学校の撤去ということを承諾をいただきまして、撤去も完了してございます。こちらのほうは、これも県の道路整備計画というのがございます。これ5か年ごとですけど、昨年度まで一応調整をさせていただきまして、今年度、1年目でございます。ですから今、4年度なんで、3で3、4、5、6、7の5年間、調査等を実施してまいりたいと思っております。県のほうはするんですけど、そちらのほうで今年度につきましては、詳細設計などその辺がまだ上がっておりません。来年度に向けて、また町のほうから詳細設計、概略設計などを要望していきたいと思っております。一応整備計画に載っておりますので、その辺は、必ず実施だと思っておりますが、まだこの5年度で完成ということにはなっておりません。また調整をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

詳細について御答弁いただきましたが、本町の基本計画については、6年まで、その後5年の計画を再度策定されるということでございました。そうしますと順次、住民の皆さんからも、危険な場所であると

か、そういう要望も上がってくると思いますし、本町より、その災害に備えた強靱な町の計画を策定いただいて、安全安心につなげていただきたいということをお願いしておきます。それから国、県等の関係については、武田課長のほうからも、担当者同士での連携を持って進めていくということがありました。引き続き本町の現状を力強く訴えていただいて、実現ができますように期待をしております。それから町長には、国土交通大臣は、御承知のように 3 区から選出でございますので、町長は町長としての立場から、また力強く、予算の獲得に働いてもらえばということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で、末田議員の質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 3時58分 延会
